矢作川研究　No.28：88～61，2024

愛知県庁文書『枝下用水関係書類留』「一一三 給水ニ関スル件報告」「一一四 配水ニ関スル状況報告」（明治三十六年八月）解題・翻刻

Commentaries and Transcriptions:
Report on the Water Supply and Distribution of Shidare-Irrigation in Aichi Prefectural Office Document, 1903

達　志保[1]・熊澤美弓[2]・野原由佳[3]・古川　彰[4]
Shiho TSUJI, Miyu KUMAZAWA, Yuka NOHARA and Akira FURUKAWA

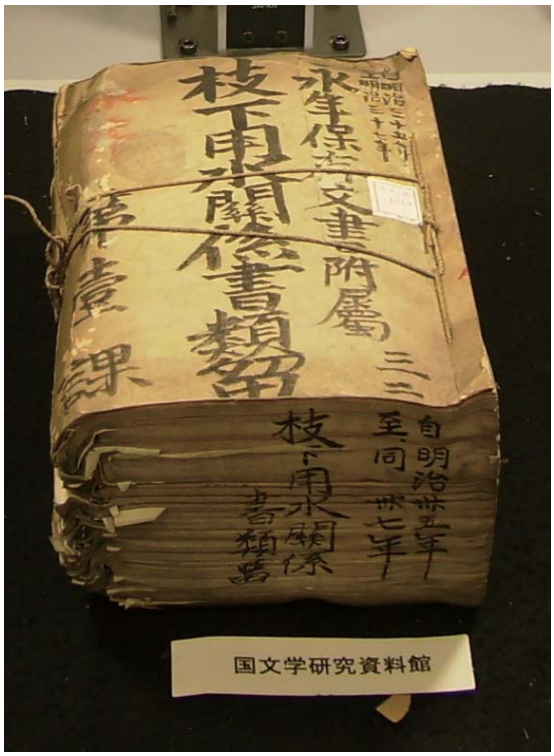

図１　愛知県庁文書『枝下用水関係書類留』（国文学研究資料館所蔵）

解題

本資料は愛知県庁文書『枝下用水関係書類留』である（図１）。明治35～37（1902～1904）年の愛知県庁第一課永年保存文書であり、表紙をめくると枝下用水普通水利組合関係書類と記された一三九項目の索引が付されている。

枝下用水の歴史を振り返ってみると、明治34（1901）年９月には西加茂碧海両郡総代が浄久寺（挙母町）にて集会し、普通水利組合結成協議がおこなわれている。枝下用水普通水利組合は明治35年２月に設立されているが、設立前の１月には枝下用水買収問題により、枝下用水農民騒動が勃発していることからも、普通水利組合設立後の設立は円滑に進んだわけではなかったことがわかる。また、普通水利組合設立後も、同年５月には西加茂郡枝下用水灌漑地地主らが、内務大臣、県知事に組合解散命令を出願していることから、愛知県も普通水利組合の動向に関わらざるを得ない状況であった。その後、明治38（1905）年５月には枝下用水普通水利組合は規約を改正し、組合活動は正常に復帰したという。[5] つまり本資料の明治35～37年の３年間

は、枝下用水普通水利組合が発足後から正常に機能するまでの期間にあたる。その間、枝下用水の受益地にあたる西加茂郡と碧海郡が愛知県と交わし、また愛知県の見解を記した永年保存の書類群が今回取り上げる資料である。(6)

そこで先に、どのような書類が枝下用水普通水利組合関係書類として愛知県で永年保存されていたかを知るため、索引を示しておこう。

枝下用水普通水利組合関係書類索引

番号	（差出人・宛先）	件名
一	西加茂郡長ヨリ 碧海郡長ヨリ	水利組合設置具状及仮区域ノ指定並創立委員任命ノ件
二	水利組合創立委員ヨリ	水利組合関係区域挿入方上申
三	仝上へ	水利組合総代会議決方法ニ関スル件回答
四	水利組合創立委員ヨリ	総代人選挙ニ関スル件認可申請
五	仝	総代人選挙報告
六	西加茂郡長へ	規約認可管理者任命ノ件通知
七		組合規約認可管理者任命及告示ノ件
八		組合会議員選挙始末報告
九	西加茂郡長ヨリ	組合ノ組織用水ノ売買ニ関シ質問体ノ文書ヲ出シタルモノアルノ件
一〇	碧海郡長ヨリ	議員選挙結了ノ件
一一	仝	議員当選人氏名
一二	西加茂郡長ヨリ	議員選挙状況報告
一三	仝	組合会無事閉会ノ件報告
一四	仝	規約議決後ニ於ケル状況回答
一五	碧海郡長ヨリ	紛議ノ義ニ付内申
一六	地方局長へ	組合設置ニ関スル事実取調回報
一七	管理者ヨリ	組合会決議事件報告（二月二十二日開会ノ分）
一八	河村隆実他一名	枝下用水起業権移転届
一九	西加茂郡長へ	組合員徴収方回答
二〇	碧海郡長ヨリ	議員総辞職■ニ関スル件内申
二一		起債認可申請
二二	管理者ヨリ	組合議員吏員異動報告
二三	仝上へ	組合員徴収令状送達方ノ件回答書写
二四	仝上ヨリ	組合会開閉報告
二五	管理者ヨリ	三月十一日組合会決議事項報告
二六	仝上	議員辞職ノ件報告
二七	西加茂書官高橋殿へ	水利組合費ノ徴収ニ法律二十二号ヲ通用セサル件
二八	西加茂碧海郡長へ	水利組合設立売買スル陳情書返戻ノ件
二九	管理者へ	組合会ノ議決処置方ノ件回答
三〇	管理者ヨリ	組合ノ吏員委員異動報告
三一	仝上	組合会開会組合費徴収議員選挙ノ状況報告
三二	仝上	仝件
三三	仝上	組合費徴収ニ関スル状況報告
三四	仝上	選挙委員辞任報告
三五	高阪郡長	組合会ノ状況電報
三六	管理者へ	組合創立以後ノ状況取調方照会
三七	管理者ヨリ	組合事務引継終了報告
三八	管理者ヨリ	臨時組合会状況報告
三九	西加茂郡長ヨリ	和解ニ関スル件
四〇	仝	林権一郎ニ係ル債権和解ニ関スル件
四一	仝	紛擾事件ニ関スル件（二通）
四二	河村隆実ヨリ	和解調書写差出ノ件
四三	管理者ヨリ	組合会ノ状況報告
四四	西加茂郡長へ	陳情書返却ノ件
四五	管理者ヨリ	組合議員補欠選挙状況報告
四六	仝上	組合区域内巡視状況報告
四七	仝上へ	導水堤破損箇所修繕ノ件
四八	西加茂郡長へ	陳情書返付ノ件
四九		水利組合区域図ノ件
五〇	西加茂郡長ヨリ	組合会招集請求ニ関スル件
五一	管理者ヨリ	組合会状況報告
五二	仝上	組合会開会中ノ状況報告
五三	仝	吏員異動報告
五四	仝	仝件
五五	仝	仝件
五六	代理人山田福三郎	陳情書
五七	管理者ヨリ	吏員異動報告
五八	管理者へ	工事請負ニ関スル件
五九	仝上	組合会召集不応ノ場合処分方ノ件
六〇	仝上ヨリ	吏員異動報告
六一	管理者へ	組合ニ対スル強制執行ニ関スル件
六二	管理者ヨリ	組合ノ近状ニ関スル件
六三	地方局長へ	陳情書進達ノ件
六四	地方局長へ	陳情書進達ノ件
六五	管理者ヨリ	東海日日新聞ノ記事ニ関スル件
六六	仝	組合会議員異動報告

六七	仝	仝件
六八	仝	組合会閉会及召集ノ件報告
六九	仝	議員異動報告
七〇	仝	議員補欠選挙報告
七一	河村隆実提出	疏水事業譲渡顛末
七二		枝下用水ノ顛末
七三	管理者ヨリ	議員補欠選挙執行ノ件
七四	仝上	支払命令ニ対スル異議申立ノ件
七五	仝上	執行命令ニ接シタル件
七六	仝上	組合ノ事務処理ニ関スル件
七七	仝上	請願書進達ニ関スル件
七八	仝上	組合ノ紛擾解決ニ関スル件
七九	仝上	組合会召集ノ件
八〇	仝上	組合会開会状況報告
八一	仝上	管理者職務取扱ニ関スル件
八二	仝上	議員補欠選挙執行ノ件
八三	仝上	仝件
八四	仝上	組合ニ対スル権利処分禁止並ニ管理者選任請求申請却下決定
八五	仝上	仝件
八六	仝上	組合ニ対スル権利処分禁止並ニ管理者選任請求申請拒否ノ件
八七	仝上	組合会召集ノ件
八八	仝上	用水路浚渫工事ニ関スル件
八九	仝上	組合会状況報告
九〇	管理者ヨリ	事務委員退任ノ件
九一	仝	組合会決議報告
九二	碧海郡長ヨリ	債務ニ関スル交渉委員選挙ノ件
九三	管理者ヨリ	組合会召集ノ件
九四	仝	組合会状況報告
九五		村上殿復年書写
九六		組合ノ紛擾解決ニ関スル状況報告
九七	内務省法務長官	組合ノ紛擾解決方通牒
九八	管理者ヨリ	組合会召集ノ件
九九	仝	組合会決議報告
一〇〇	郡農会長ヨリ	枝下用水給水建議
一〇一	管理者ヨリ	雇員任命報告
一〇二	仝	選挙委員当選辞退、委員当選報告二通
一〇三	管理者ヨリ	議員補欠選挙ノ件

一〇四	仝上ヘ	訴願返戻ノ件
一〇五	仝上ヨリ	議員異動報告
一〇六	仝上ヘ	訴願取下届出ニ依リ返戻ノ件
一〇七	仝上ヨリ	起債ノ件許可稟請
一〇八	仝上ヘ	訴願取下ノ件
一〇九	有吉郡長ヨリ	借入金収支完了ノ件
一一〇	大蔵大臣ヘ	水利組合起債報告
一一一	管理者ヨリ	組合決議事件報告
一一二	仝	借入金報告
一一三		給水ニ関スル件報告
一一四		配水ニ関スル状況報告
一一五	管理者ヨリ	議員補欠選挙報告
一一六	管理者ヨリ	供託金給付済及借入金借入ノ件
一一七	仝	債権仮差押決定ノ件
一一八	西加茂郡長ヘ	水利組合費滞納処分ノ件回答
一一九	管理者ヨリ	吏員異動報告
一二〇	仝	納税状況報告
一二一	仝	吏員異動報告
一二二	仝	仝件
一二三	仝	議員補欠選挙報告
一二四	碧海郡長ヨリ	議員数ニ関スル件上申
一二五	管理者ヘ	和解契約解釈ノ件
一二六	仝上ヨリ	通常会延期ノ件写
一二七	仝上ヨリ	議員補欠選挙ノ件写
一二八	仝上ヨリ	吏員異動報告二件
一二九	仝上ヨリ	委員当選申報写
一三〇	仝上	議員辞任ノ件報告写三件
一三一	仝上	吏員異動報告
一三二	仝上	配水解除要求ノ場合処理方ノ件
一三三	仝上	委員辞任ノ件
一三四	仝上	組合決議報告
一三五	仝上	仝件
一三六	仝上	議員補欠選挙報告
一三七	仝上	職員異動報告
一三八	仝上	臨時委員設置ノ件
一三九	■野村長	組合控訴事件ノ件

索引を見てわかるように、『枝下用水関係書類留』は表紙には枝下用水関係と記されているが、枝下用水普通水利組合関係書類であり、明治35年の枝下用水普通水

利組合設立、そしてその後の人事や組織に関する件が占めている。

本稿では、そのなかで明治36（1906）年8月の「一一三 給水ニ関スル件報告」「一一四 配水ニ関スル状況報告」という、この書類群のなかでは数少ない水利に関する資料の解題と翻刻をおこなうことにした。[7]

西加茂郡と碧海郡のもうひとつの「枝下用水事件」

枝下用水は矢作川を水源にして、明治16（1883）年に開削が始まり、一時中断したものの、明治23（1890）年に幹線と東井筋、明治25（1892）年に中井筋、明治27（1894）年に西井筋が竣工し、現在の枝下用水の原型が整った。しかし用水路ができても、枝下用水路の末端までは水が充分に入ってこなかった。また枝下用水の上流でも、用水路の決壊など、被害も多かった。つまり、用水路では常に用水の不足と過剰をめぐる水争いが起きていたのである。

これまでこの水争いについては、枝下用水の水源となる矢作川の上流と下流とのものに注目してきた。上流の枝下用水と枝下用水よりも先につくられた下流の明治用水からは、矢作川の水の確保をめぐって、枝下用水開削以前から抗議が続いていた。枝下用水通水後は、枝下用水側がさらに矢作川の水を引き込もうと、牛枠などの工作物を矢作川に設置したことで水争いが本格化した。枝下用水と明治用水と愛知県との争議は「枝下用水事件」と称され、明治33～35（1900～1902）年に『新愛知』[8]において約60回もの連載記事となったほどであった。

こうした矢作川の上下流間の大きな水争いとは別に、枝下用水の上流と下流との間でも水喧嘩と呼ばれる水争いは起きていた。集落、あるいは用水の管理区域ごとに係が日々集まり、上流の取入口に草などを詰めて「イリツメ（圦り詰めか？）」し、夜通し水路を見張ったという。イリツメがうまくいけば、すぐに帰ってもいい「ツメサガリ（詰め下がり）」のときもあったが、一晩中畦道に伏せて見張ることもあった。こうした水争いは危険を伴うことも多く、問題が解決しないときには集落の「コウショウジョウズ（交渉上手）」といわれる人物が登場しておさめたという。

しかし本資料からは、枝下用水の水争いはこれらだけではなかったということが新たにわかる。枝下用水が上流の西加茂郡、下流の碧海郡と郡界を跨いで流れていたため、水争いが西加茂郡と碧海郡の間でもおこなわれていた。そして本資料からは、その水争いのなかで「花本村ノ出来事」と記される、もうひとつの「枝下用水事件」が起きていたことが分かる。

西加茂郡の花本という地名は、枝下用水の記録のなかでは繰り返し登場する。それは花本が枝下用水を通すときに屈曲した水路をつくったため、水害には特に脆弱な土地となり、繰り返し用水路の決壊現場となっているからである。これまでの聞き取り調査のなかでも次のような話を聞くことができた。

ひとつは度々用水路が決壊するため、現場となる花本の土地を明治用水が責任をとって購入したという話だ。なぜここで明治用水が出てくるのかというと、枝下用水と明治用水は大正15（1925）年に合併し、昭和43（1968）年まで明治用水普通水利組合（後に明治用水土地改良区）が枝下用水を管理運営していたからである。購入年代については定かではないが、この聞き取りの真偽を確かめることができ、確かに現在も花本に明治用水土地改良区の土地があることが判明した。[9]

もうひとつは豊田市鴛鴨町での聞き取りの際、花本の水路が決壊したときには、旧碧海郡の鴛鴨から自転車でその修繕に駆けつけたという話を聞いたことである。[10]大正12（1923）年に郡制は改正され、戦後の思い出話で語られる枝下用水の話には、西加茂郡と碧海郡という郡境は出てこない。下流地域は花本の決壊に影響を受けるため、駆けつける体勢がつくられていたのである。

本資料には明治36（1903）年8月時点での、枝下用水をめぐる西加茂郡と碧海郡と、その間に立つ愛知県のそれぞれの状況と主張が示されている。明治36年夏は自然災害の多い年であった。7月7～9日は風水害（大雨・暴風雨・洪水・竜巻）があり、西加茂郡の挙母・根川・長興寺では矢作川が決壊した。その直後の7月22～24日にも風害（竜巻）、水害（強雨・洪水）、雷害（落雷）があった。[11]しかしこうした自然災害直後の8月の枝下用水の水量をめぐって、西加茂郡と碧海郡とはどちらかが水を取り過ぎているために、もう一方の水不足をもたらしていると互いに主張していた。下流の碧海郡側では、水不足は人為的な要因によるものであり、それが解決できれば水は末端まで十分に確保できると主張していたのである。両郡は状況改善のため、それぞれ県に郡の主張と報告をし続けた。視察に来た県文官は、受益地を見まわり、そこで西加茂郡の花本での「枝下用水事件」を知ることになる。

図２　矢作川から取水し、上流・西加茂郡（地図右）と下流・碧海郡（地図左）を流れる枝下用水（明治 40 年調整「枝下用水灌漑地域図」に加筆）

図３　枝下用水開削当初と変わらず屈曲している花本の枝下用水路（2015 年４月 27 日）

索引番号一一三　給水ニ関スル件報告

「一一三　給水ニ関スル件報告」には以下の書類が綴じられている。書類は時系列のとおりには綴じられていないので、以下では時系列に並べ替えて記した。ただし、翻刻については綴じられていた順に通し番号を付したため、その番号をここに記した。また、「」はタイトルを示している。

「枝下用水実況報告」（枝発第163号）明治36年8月15日【翻刻⑨】
　枝下用水普通水利組合管理者・西加茂郡長、有吉寛から愛知県知事・深野一三あて
「枝下用水組合実況報告ノ件」明治36年8月17日【翻刻⑧】
　内務部長から枝下用水普通水利組合管理者・西加茂郡長、有吉寛あて
「枝下用水配水状況通知書」明治36年8月17日（県到着8月18日）【翻刻⑦】
　枝下用水普通水利組合管理者・西加茂郡長、有吉寛から愛知県書記官・後藤松吉郎あて
臨時組合会議報告　明治36年8月18日【翻刻②】
　枝下用水普通水利組合管理者・西加茂郡長、有吉寛から愛知県知事・深野一三あて
報告　明治36年8月18日午後4時【翻刻⑥】
　碧海郡長・脇屋から愛知県書記官・後藤松吉郎あて
「枝下用水路取締ニ関シ、報告」明治36年8月19日【翻刻④】
　枝下用水普通水利組合管理者・西加茂郡長、有吉寛から愛知県知事・深野一三あて
電話報告記録　年月日不詳（8月21日か？）【翻刻⑤】
　愛知県属・近藤行太郎（西加茂郡へ出張中）から事官あて
「枝下用水路取締ニ関スル報告」明治36年8月23日【翻刻③】
　枝下用水普通水利組合管理者・西加茂郡長、有吉寛から愛知県知事・深野一三あて
「枝下発第172号」明治36年8月31日【翻刻①】
　枝下用水普通水利組合管理者・西加茂郡長、有吉寛から愛知県知事・深野一三あて

8月15日、枝下用水普通水利組合管理者で西加茂郡長の有吉寛（以下、西加茂郡長・有吉）は、愛知県知事・深野一三（以下、愛知県知事・深野）あてに「枝下用水実況報告」を送っている。8月14日に予定していた枝下用水普通水利組合臨時会議の議案に、西加茂郡と碧海郡の議員人数を同数にする改正案があり、反対する者たちが出席せず、会議は成立しなかった。当時議員数は西加茂郡1名、碧海郡9名であった。西加茂郡は下流の碧海郡の給水不足に配慮し、14日夕方から各分水の樋管を開き、灌漑水が十分いきわたるようにした。それでも碧海郡は水の欠乏を水利組合事務所にまで訴えてきたので、碧海郡の町村長に注意し、警察に取り締まりを頼み、組合にも水路の監督を厳しくさせ、給水の節約を指示した。矢作川が減水しており、給水はますます困難となると報告した。

報告を受けた県の内務部長は、8月17日付で西加茂郡長・有吉に次のように指示した。臨時会を開いてまで議案は通すべきものなのか。西加茂郡長は枝下用水普通水利組合管理者として、公平に管理すべきである。上流の給水も十分に監督するように、と。

同日18時、即座に西加茂郡長・有吉は愛知県書記官・後藤松吉郎あてに「枝下用水配水状況通知書」を送り、配水のためにいかに尽力しているかを訴えた。本年は日照りが多く、水が大いに不足している。水源地で漏水があり、破壊箇所の仮堰工事をおこなえば増水するだろうから、すぐに工事に着手したい。しかし先月以来の修繕工事で費用がなく、臨時組合会議を開いて工費の承認を取る必要がある。そこで碧海郡に出向き、郡長に事情を話し、臨時組合会の議案の説明をした。ところが以前からあった議員数を対等にする件と併せて説明すると、碧海郡関係者のなかには、単なる給水と議員配当との交換問題と誤解する者もあった。この時期は田面の水量も更に必要になるだけでなく、この暑さのままでは渇水が進む。先日3日間全閉にして下流に水を流した上流の村は、今日は田面の枯渇を憂いて引水する。すると末端の渇水はより進む。漏水を防ぐ工事に着手できず、管理者としてどうしようもない状況だ。管理者はそれでも下流に送水する量を多くしようと、常務員を出し、必要のない井堰や樋門を使わせないようにしている。また郡内関係町村長や配水惣

代を招集して説諭し、給水は上流下流も同様に、できるだけ下流に力を尽くそうとしている。しかし上流の上郷村[12]本地内では、ただ漫然と放水していると聞き、昨日から警官や事務員に警戒させている。

17日夜になり、花本近くの篭川に架けた掛樋の中央底部の長さ約2間・幅2尺の間が腐朽した結果、墜落して漏水し、さらにその脇腹の放水口の開口が多いのを知り、すぐ事務員を派遣し修繕させ、その日の夕方に竣工したが、何かあった時のために警官1名を警戒に当たらせている。上流関係者は道義的な行動をしていると訴え、工事費について可決し、郡内関係町村長を呼んで行動を取り締まれば、すぐに末端に水を送ることができると記した。また通知書の最後には、午前中に来た碧海郡関係町村長と話し、議員を今日夕方までに招集し、定数が出席して会議が成立すれば議決できるだろうと記した。水不足の原因は上流の西加茂郡と下流の碧海郡の組合臨時会議によって解決できる問題だという主張であった。

同日、組合の臨時会議が開かれ、水源の修繕工事は直ちに着手することが決まったとの報告もおこなっている。議員配当についての記述はない。

8月18日16時、碧海郡長・脇屋も愛知県書記官・後藤松吉郎に報告書を提出している。西加茂郡に碧海郡書記2名が16日から出張し、給水や郡内の灌漑状況を視察した報告である。迅速な対応がなされず、下流の村はこのままでは収穫も覚束ない。水利組合を組織することの要は配水上の公平が保たれることであるはずなのに、枝下用水起業者だった西澤眞蔵や河村隆実のときよりも不都合が多い。はじめに組合組織を勧誘したときの諭示では、私人に水利権を委ねると、配水ほかにおいて不利益があるため、条例の規定で組合をつくり、郡長がその管理者となることで、総て公平に処理され、各受配水者は安全に給水を得られると説明していたが、事実は全く反対だ。不穏の状態がさらに続けば何が起こるかわからない。下流各村の現況視察や管理郡の実況調査のため、県属を派遣してほしい。碧海郡長は枝下用水管理者である西加茂郡長・有吉の管理に納得できなかったのである。

8月19日には「枝下用水路取締ニ関シ、報告」が西加茂郡長・有吉から愛知県知事・深野にあてて出されている。碧海郡地方の給水不足を解決するため、18日午後6時から三昼夜の内、48時間西加茂郡の上郷村・梅坪・挙母町・根川村の樋門を閉鎖し、その後24時間開放するとしたのである。ただし、上郷村越戸波岩と挙母町蓮池の杁樋は、常時半開とした。

ところが、18日午後11時半頃、上流の西加茂郡越戸の唐沢捨樋門が開放されていることをみつけ、そこから5時間弱をかけ、明け方5時40分にやっと閉鎖する。この件は取調中である。配水の制限と水源仮井堰の漏水を修繕しつつあることで、現段階ではいつもより3寸ほど水量は減っているが、19日の日没には水量がいつもより増えるだろうと報告した。配水制限については西加茂郡側から苦情が多く出ているが、樋門閉鎖によって、水量は得られるであろうし、取締もおこなわれているので不法な者は出ないだろうと報告した。

時系列で記していくと、このとき西加茂郡に出張中の愛知県属・近藤行太郎（以下、愛知県属・近藤）からは、事官にあてた電話報告があり、内容からそれは8月21日のことと思われる。同様の配水制限が8月21日からも引き続きおこなわれていることが分かる。

8月23日、西加茂郡長・有吉から愛知県知事・深野あてに、「枝下用水路取締ニ関スル報告」が出されている。そこには水源の仮工事の完了（19日）と、配水制限によって予定通り水量が確保されたことが記されている。碧海郡の東井筋は、西加茂の樋門閉鎖によってすぐに給水ができた。西井筋と中井筋は惣代の意見が合わずうまくいかない感じがあったが、事務員、碧海郡書記、警官らの斡旋や尽力によって効果が出て、西井筋は22日に給水、中井筋は一部を除いてまだ引水できないが、今日中には解決するだろうとした。これまでの不穏な状況もこれで解決するだろうと報告した。

8月31日、西加茂郡長・有吉は愛知県知事・深野あてに、数名の郡書記の氏名を記し、18日から22日（あるいは23日）にかけて、西加茂郡の梅坪村、上郷村、挙母町、根川村の水路の視察や通水監督がおこなわれており、管理は怠っていないことを報告した。

索引番号一一四　配水ニ関スル状況報告

しかし、8月18日の深夜には、管理されていたはずの用水路の樋門が強引に開けられるという事件が起きている。

「一一四　配水ニ関スル状況報告」には以下の書類が綴じられている。一一三と同

じように、新しい書類が手前になっているため、時系列にあわせて記す。

報告書　明治36年8月21日午後九時　西加茂郡役所にて【翻刻⑫】

近藤行太郎から愛知県知事・深野一三あて

公告第二七号　配水指示　明治36年8月21日【翻刻⑪】

枝下用水普通水利組合管理者・西加茂郡長、有吉寛から愛知県知事・深野一三あて

「配水ニ関スル取調書」明治36年9月【翻刻⑩】

愛知県属・近藤行太郎から愛知県知事・深野一三あて

枝下用水を監督する愛知県は、愛知県属・近藤を派遣した。明治36（1903）年8月19日15時半、愛知県属・近藤は枝下用水下流の碧海郡役所に赴き、碧海郡長・脇屋に面会し配水状況を聞き取るところから調査をはじめている。そこで18日午後6時から配水制限がおこなわれていることを聞く。しかし、19日午前1時にようやく水が来はじめたかと思ったら、3時には減少し、8時にようやく復旧したという。それは花本で樋門の扉が配水制限を破って開かれたからだという。用水の監視ができていない状況を聞いた。そこで碧海郡の現地（駒場村、若園村、和会村、上野村、寿恵野村）を見て回る。田面には亀裂が生じていたが、この日の午後に雷雨があり、幾分かよくなった。

夜中23時半ごろ、西加茂郡役所のある挙母町に到着し、樋門を開扉した者があったことの確認のために警察署にむかう。「枝下用水事件」とも記される「花本村の出来事」の起点である。

花本村の出来事といわれる枝下用水事件が起きたのは、8月19日のことである。19日朝、挙母警察署長・菱田警部と西加茂郡長・有吉と用水路取り締まりの協議をおこない、巡査4名、または郡吏員3名を、上郷村の主要な樋管と掛樋5ヶ所に配置して、取り締まることにした。花本地内唐澤のドンテンと呼ばれる放水樋門（強雨などのとき、悪水を篭川に放流する目的で設けてあるもので、この樋門を開放すれば下流に通水しなくなる。下流に配水するうえで最も重要な樋門）を監視していたところ、昼に婦人が来て樋門を覗いた。巡査が問いただすと、郡長にこの樋門の扉に「カン」があるかを区長に見て来いといわれたと言って去った。その後、区長と土木委員も来て樋の下を見ていた。郡書記や巡査は問いただしたが、返答がなかった。不審に思い、樋門の傍に野宿して警戒することにした。

20時頃、村民12、3名が来た。用水路上流の花本の人家があるところの堤防と橋杭の間から噴水している。噴水箇所の堤防が決壊すれば、用水は花本村の人家に流下し、花本の住家はすべて浸水の災難にあう。この放水樋門を開放し、上流の水量を減らさなくてはならないと口々に主張した。郡書記と巡査は拒んだが、押問答中、一人の男が裸になって樋門下に飛込み、扉の「カン」に縄を通し、開扉した。男は現行犯逮捕で警察署に護送された。犯人をそそのかした花本の大岩安五郎（大岩勇夫[13]の従弟で、枝下用水路買収委員）や花本区長・本多又平らも取り調べをうけた。

樋門開扉は花本の全人民が謀ったことではないだろう。しかし大岩安五郎は、枝下用水買収当時からの買収委員で、議員を両郡同数にするのに熱心で、議員配当問題のために行動させたと推測できる。堤防決壊のおそれはなく、樋門閉鎖のため土木係と人夫を現場に出発させる手配をした。

水源の仮堰工事も着手し、愛知県属・近藤が視察した段階で、水源仮堰は8分通り完了。蛇篭工事は本県の認可を受ける必要があるため、申請し、のちに着工となる。

8月19日に西加茂郡長・有吉が届け出た配水制限も実施されており、水量の増減により続けられるが、それももう無くなるだろう。

愛知県属・近藤は8月21日21時、西加茂郡役所から聞き取った内容とこうした現地の状況報告を、愛知県知事・深野一三に速報で送った。

その後愛知県属・近藤は詳細な聞き取りをおこなっている。見解がどのような取調からだされたものなのか、以下にその項目を記そう。

① 碧海郡長から聞き取った事項（角岡郡書記の答弁も含む）
② 碧海郡駒場村長の申立て
③ 同郡若園村配水惣代の申立て
④ 和会村配水委員及び組合議員の申立て
⑤ 上野村及び寿恵野村配水惣代の申立て

⑥ 挙母警察署巡査・酒井篤から聞取った事実
⑦ 挙母警察署長・菱田警部から聞取った事項
⑧ 有吉郡長から聞取った事項
⑨ 15日の減水から18日までの樋門開放及び掛樋破損の事実
⑩ 碧海郡長が吉田書記に調査させた水量
⑪ 19日夜、唐澤の樋門開放当時における状況
⑫ 19日、自身が水源及び水路を視察した状況
⑬ 19日から22日までの配水に関する経過

これらの取調ののち、愛知県属・近藤は愛知県知事・深野に「配水に関すると取調書」を提出した。その内容は以下の通りである。

（1）議員配当の更正と配水とを（管理者が）交換問題とした事実と、議員配当更正のために臨時組合会を開いたことは無関係なようだが、19日夜、花本村民が樋門を開放した原因から推測すると、西加茂郡関係者の中には交換問題だという意見をもつ者もあっただろう。

（2）管理者が碧海郡長の意見を聞かずに発案し、議員に反対の意向があることがわかってから碧海郡長に告知したことは、慎重さを欠いている。

（3）議員の配当更正を西加茂郡で熱望するのは、西加茂郡内の水路を完全に修築しようとするためである。また碧海郡の西井筋も、その井筋の改修をするにあたり、議員問題に賛成するという。憶測にすぎないが、この問題は利益関係に原因がある。

（4）14日の増水の原因は、碧海郡側では上流がある目的をもって上流の樋門七分を閉じたためだといい、西加茂郡側では本川（矢作川）増水の結果だという。これは閉樋は事実だが、樋門の開閉は普段は関係者が随意にやっており、秩序の無い状況である。碧海郡側が想像するような目的があるかは明らかでない。

（5）15日の減水の原因は、碧海郡側では議員配当を問題化するためだといい、西加茂郡側では水源の仮堰工事が未着手のため8合以上の通水があり、危険箇所があるため樋門を開いたという。それは（ア）越戸破岩の捨樋を、15日、16日の2回何者かが開放した。これは通水が8合以上でないのに開放したように、普段、樋門の開閉の秩序がないからだというが、取り締まりがしっかりしていない結果だろう。（イ）篭川架樋は15日に破損した。しかし16日に事務員が水路を視察したときにはこれを発見していないのは、甚だ疑問であるだけでなく、管理者は17日に碧海郡書記がこの破損をみつけて報告してはじめて認識したというのは、減水の原因調査が不充分の結果と考える。

（6）15日の減水の結果、流末は更に通水しないことになり、碧海郡から用水の管理者に要求したところ、組合会が追加予算を通さないから増水できないと言われ、減った原因を精細に調査しないまま、樋門を開放する者がいるのに取締らず、また配水方法については、18日午後までに何の措置もしなかったのは、その当時の事務員が出勤していないことが多く、実況調査できていなかったからであるだろう。とはいえ碧海郡民に疑惑を増させる状況があるのは、管理者の行動としては、甚だ遺憾なことである。

（7）流末で水が非常に足りないのは、田植えの頃に充分に給水ができない（例年は流末の田植えは上流よりも早いものだけれど、本年は水源の復旧工事後とし、そのため前年より22日遅れた6月19日にはじめて通水した。上流も流末も同時に田植えすることになり、流末に充分の給水ができなかったのである）。近年届け出のない開墾が多く、そのような土地があちこちに散在し、水路の勾配は適当ではないものがあるのはその一因だという。

（8）議員配当問題が成立しないときは、或いは西加茂郡の組合員は組合費の納付を怠るかもしれないという話がある。監督上、留意すべきと考える。

以上が明治36年9月付きで愛知県属・近藤が愛知県知事・深野あてにおこなった報告である。膨大な量の取調書からは、この時期の枝下用水の配水を巡る問題は、水量不足よりも、配水の方法に問題があるとしている証言をみつけることができる。

その後も枝下用水の水量不足は解決することはなかった。明治39（1906）年に技師・水野重人が枝下用水の調査をおこない、その報告書によって枝下用水路の改修がおこなわれたことは既に「枝下用水水利組合文書『水野技師水路調査目録、新設水準基標、枝下用水調査及設計、仝上水路改修予算』明治三十九年 解題・翻刻・影印」[14]で示した。しかしそれでも解決しなかった水量不足を解決するため、枝下用水組合は、枝下用水の補助的水路として、明治45（1912）年に駒場・吉原・和会の三本の補助用水を新設するに至ったのである。

凡例

（1）旧字体は新字体にあらためた。ただし、廿→二十、后→後、仝→同のように、略字で書かれているものについては、原資料に従いそのまま記した。また、合字は「㐂」＝コト、「𛀁」＝トキ、「𛀀」＝ヨリのように開いて記した。

（2）句読点・濁点は私に付した。

（3）文字が判読できなかった箇所は■で表した。

（4）各資料には収録順に通し番号を頭記して利用の便に資した。

翻刻

一一三　給水ニ関スル件報告

①枝下発第172号

先般給水時期ニ際シ事務繁忙ノ折柄ナルモ事務委員雇員共病気又ハ欠勤ノ者多ク事務渋滞ノ恐レ有之ニ付不得止管理者代理トシテ左記ノ通リ郡書記ヲシテ出張セシメ配水上ノ事務ニ従事為致候条此如御届仕候也

但目下吏員等之モ追ゝ出勤致候ニ付事務モ旧体ニ復シ候間此如申添候也

明治三十六年八月三十一日

枝下用水普通水利組合管理者

西加茂郡長有吉寛【印】（愛知県西加茂郡長印）

愛知県知事深野一三殿

月	日	要務及出張地名	
八月十八日		梅坪村及上郷村地内水路視察ノタメ出張	郡書記　塩田武八
〃	十九日	仝	
〃	廿日	挙母町始メ上郷村ニ到ル通水視察徹夜勤務	仝
〃	廿一日	仝	仝
〃	廿日	梅坪村地内ヲ始メ上郷村ニ到ル通水監督ノ為メ出張	郡書記橋本傳次郎
〃	廿一日	仝	仝
〃	廿二日	仝	仝
〃	十八日	仝	郡書記三岡豊太郎
〃	十九日	仝	仝
〃	二十日	仝	仝
〃	二十一日	仝	仝
〃	八月廿二日	仝	仝
〃	十八日	挙母町及根川村地内へ出張	郡書記　永田長太郎
〃	十九日	挙母町上郷村へ出張	仝
〃	十八日	挙母町地内及根川村地内ニ至ル通水監督トシテ出張	郡書記　福岡幸太郎
〃	十九日	仝	仝
〃	廿日	仝	仝
〃	廿一日	仝	仝
〃	廿二日	仝	仝
〃	廿三日	仝	仝
〃	十九日	挙母町地内及梅坪地内ニ至ル通水監督トシテ出張	郡書記　杉浦幸蔵
〃	二十日	仝	仝
〃	十八日	挙母町地内梅坪地内及上郷村地内水路視察ノ為出張	郡書記　松澤周太郎
八月十九日		挙母町梅坪村及上郷村地内水路視察トシテ出張	郡書記　松澤周太郎
〃	二十日	仝用水路堤上ニ徹夜	仝
〃	二十一日	仝	仝
〃	二十二日	仝	仝
〃	二十三日	仝	仝

②本日臨時当組合会ノ決議ヲ経タル用水路破損ノ箇所、直チニ修繕ニ着手致候。日々旱魃ニシテ本流タル矢作川ノ水量、漸次減退ノ状態ナルヲ以テ当郡内上郷村大字越戸字破岩ノ樋門及挙母町字蓮池ノ杁ヲ除ク外、本日午后六時ヨリ明後日午后六時迄

本郡各樋門ヲ閉鎖シテ給水全部ヲ碧海郡ニ流通セシメ、而シテ廿日午后六時ヨリ廿一日午后六時迄本郡各樋門ヲ開放シテ給水ヲ充分ナラシムル等、漸次此ノ方法ヲ講シテ洽ク耕地ニ灌漑セシムベキ計画ニ有之。目下、組合吏員ハ病気欠勤者不少ヲ以テ不得止本務ニ支障ヲ生セザル限リハ郡書記ヲモ助勤セシメ専ラ給水ヲ充分ナラシムルコトニ努力致候間不取敢此段及報告候也。

明治三十六年八月十八日

枝下用水普通水利組合管理者　西加茂郡長有吉寛【印】（愛知県西加茂郡長印）

愛知県知事深野一三殿

③　枝下用水路取締ニ関スル報告

一、水源ノ仮工事出来（十九日）、予期ノ如ク水量ヲ得タルト配水制限ノ設定トニ関連シ、先ヅ組合一帯ニ給水ニ差間ヲ見ザルニ至レリ。

一、碧海郡ニ分流スルノ三川路ノ内、東ハ制限法実行ト同時ニ、円満ニ給水スルコトヲ得タリ。然ルニ西川ト中央線ハ惣代ニ意見一致ヲ欠クガ為メニ兎角給水ノ周到ヲ得ザルノ憾アリシモ、事務員並ニ碧海郡書記、又ハ警官ニ於テ種々斡旋尽力ノ効果ニ依リ、西川ハ昨二十二日ヲ以テ調和シ、洩レナク給水ヲ得タリ。独リ中央線ノ一部ヲ除キ、其他ハ未ダ引水ヲ欠キツヽアル実況ナルモ之迚モ本日中ニハ各配水惣代ノ折合ヲ付ケ円満ニ引水ヲ見ルニ至ルベシ。

一、右ノ次第ニ付、民心モ又漸次静穏ニ帰シ、更ニ不穏ノ情況ヲ呈セザルベシト想フ。

一、上郷村大字越戸字波岩ノ杁樋ト挙母町字蓮池ノ杁樋ハ従来半開ノ処、実地踏査ノ上、給水ノ欠乏ヲ憾ゼシヲ以テ昨夜ヨリ其全部ヲ開放セリ。猶、根川村三ツ俣ノ樋門モ又同様ニ付キ常時半開トシ、本日ヲ以テ一般周知ノ為メ、之ヲ公示セリ。

右報告ス

明治三十六年八月二十三日

枝下用水普通水利組合管理

西加茂郡長　有吉寛【印】（愛知県西加茂郡長印）

愛知県知事深野一三殿

④　枝下用水路取締ニ関シ、報告八月三十日参事官ヨリ来リ

一、碧海郡地方ノ昨今給水ニ十分ナラザルニヨリ昨十八日ヲ以テ配水ノ制限ヲ左ノ如ク相設ケ公示セリ。

枝下用水灌漑地配水ニ関シ当分ノ内左記ノ如ク配水制限ヲ設ク。

但水量ノ増減ニヨリ之ヲ伸縮シ、又ハ全廃スルコトアルベシ。

明治三十六年八月十九日

枝下用水普通水利組合管理者

西加茂郡長　有吉　寛【印】（愛知県西加茂郡長印）

一、西加茂郡上郷村、梅坪、挙母町、根川村ノ灌漑地給水樋門ハ本日午后六時ヨリ起算シ、三昼夜ノ内、四十八時間之ヲ閉鎖シ、廿四時間ハ開放ス。但上郷村大字越戸波岩ノ杁樋、及挙母町蓮池ノ杁樋ハ常時半開トス。

右

一、昨十八日午后十一時半頃、上郷村大字越戸唐沢捨樋門開放シアリシヲ発見シ直ニ閉鎖ニ従事セシメタルモ、何分夜陰殊ニ人夫ノ供給ヲ欠ク等ノ故障ヨリ凡五時間弱ヲ費シ、今午前五時四十分全ク閉鎖スルコトヲ得タリ。是全ク悪漢ノ行為タル事ト信ジ、専ラ取調ニ着手シツヽアリ。

一、配水ノ制限ヲ設ケタルト今暁ヨリ水源仮井堰漏水ヲ防ギツヽアル効果ニヨリ、常水ヨリ僅々三寸内分ノ減量ナリ。去レドモ、日没頃ニ及ビタランニハ、其水量常時ヨリ相嵩ムナルベシト思料セリ。

一、配水ノ制限ニ関シテハ、西加茂郡民ノ苦情百出ナルモ前項ノ結果、必ズヤ各樋門閉鎖ノ内、幾計歟開放給水シ得ラルベシ。随テ其苦情モ亦逓減スルナラント信ゼル。

当警察官、郡書記、事務員等挙テ精鋭取締ニ黽勉中ニ付、自然不法者ヲ出ス事ハ可無之ト信ズ。

右報告候也。

明治三十六年八月十九日

枝下用水普通水利組合管理者

西加茂郡長　有吉　寛【印】（愛知県西加茂郡長印）

愛知県知事深野一三殿

⑤八月三十一日参事官殿

西加茂郡ヘ出張中ノ近藤殿ヨリノ電話左ノ通リニ付供御高覧

枝下用水給水ノ件、本日午后六時ヨリ四十八時間内碧海ノ為メニ西加茂ノ樋門ヲ閉鎖シ、而シテ廿三日午后六時ヨリ廿四時間西加茂郡ノ樋門ヲ開放スルコトニ決定ス。

其后ハ見込ニ依リ順次其例ニ依ル。

本日、用水事務員角藤羽子太郎、吉田碧海郡書記ノ二名ハ管理者ノ命ニ依リ碧海郡竹村地方ヘ排水上視察トシテ出張セリ。

⑥八月十九日近藤属出張命ゼラル

拝啓陳ハ枝下用水事件ニ就テハ此度又々意外ノ御厚慮ヲ煩ハシ恐察之至ニ不堪候。巳ニ昨日モ上申致候通、西加茂郡ヘ向ケ本郡書記二名ヲ十六日以来出張セシメ、順時、給水ノ事柄、其他該郡内灌漑ノ状況等、視察為致居候処、兎角敏速ノ手続モ行ハレズ、為メニ下流村々ニ於テハ益々人心不安ノ念ヲ増シ、尚此後翌日間モ依然今日ノ侭ナルトキハ収穫ノ程モ無覚束、殆ンド困難ノ極ニ可達ト憂慮罷在候。殊ニ昨今民間ニ於テ唱道スル所ニ依レバ、水利組合組織ノ要ハ、必竟配水上ノ公平ヲ保チ得ルガ為メナルニ、今日ノ有様ハ枝下用水起業者タリシ西澤又ハ河村ニ於テ支配シ居ル時ヨリ寧ロ不都合多ク、実ニ法律上ニテ成立シタル公共団体ハ、反テ一私人ニ及バザルコト遠ク当初組合組織ヲ勧誘セラルヽ時ノ諭示ニ依レバ、私人ニ水利権ヲ委ネ置クトキハ、配水其他ニ於テ不利益ナルガ故條例ノ規定ニ依リ組合ヲ設ケ郡長ガ其管理者トナル以上ハ、総テノ点ニ就テ公平ニ処理セラルヽヲ以テ各受配水者ハ安全給水ノ便ヲ得ベシトノ説明ナリシガ、事実ハ全ク反対ノ状態ヲ呈シ来リ。最早、法律ハ頼ムニ足ラズ抔ト云フテ、頻リニ激昂スル輩、不少趣ニ有テ候。

可様ノ気勢ヲシテ弥ゝ高カラシメバ、益ゝ処理上ノ失体トモ可被成、又万一今後従前ノ通、配水難行届場合アルカ、又ハ一過日モ現今ノ如ク遅々相運バザル時ハ如何ナル珎事ヲ起シ候モ計ラレズ、素ヨリ慎重ノ注意ヲ加フベキモ前途甚ダ痛心ニ不堪候。■敢テ御差支無之候ハヾ、下流各村ノ現況視察■ニ管理郡ニ於ケル実況調査ノ為メ、県属ノ派遣被命候様致度、又一ハ民心慰撫ノ方便トモ可相成哉ニ存候。宜布御賢考被成下度候。本来当出県ノ上具陳可致ノ処、明治用水給水ノ急務モ有之、旁以テ乍略儀書中上陳致候次第ニ付、御了察被下度候。草々　頓首

八月十八日午後四時　　脇屋碧海郡長【印】（脇屋）

後藤愛知県書記官殿

⑦八月十八日到着

枝下用水配水状況通知書

枝下用水ノ配水ニ関シテハ、常ニ之ヲ監視シ、大ニ其利便ヲ与ヘント種々画策セシガ、本年ハ晩春以来、風雨ノ度ヲ失スルモノ多ク、従テ晴雨一部ニ偏シ、殊ニ旬日以来、炎旱最モ甚シク、従テ給水量ヲ増加スルコト殆ド二三倍ヲ要セリ。故ニ常ニ事務員ヲ水路ニ派シテ水源地ノ保護及ビ井堰樋門等ニ注意セル。寸滴モ多量ノ引用ヲ希図セリ。而シテ、小官上京中ト雖モ常ニ代理官ヲシテ関係地域田面ノ水量如何ヲ調査セシメ其乾湿ノ度ヲ計リテ、之レガ増減ヲ行フガ為メニハ或ハ上流井堰ヲ全閉シテ下流ノ枯渇地ヲ湿ホスノ策ヲ執レリ。此場合ニ於テハ常ニ部下町村長及ビ受配水者ヲ戒メテ彼ノ本用水事件融和以来勉メテ家族的ニ関係地域内ノ農民ヲ和合セシメ且配水ヲ受クルニハ関係者同一ナルベキノ理ヲ示シ徳義上ヨリスルモ流末ニ於テ大急ナルニ際セバ一時ノ苦痛ヲ忍ブモ緩急相救フハ人生ノ義務ナルベキ事ヲ了知セシメ、以テ全川流下ノ快諾ヲ得ルニ至レリ。

（上部書キ込ミ有）「前日ニ発セラレタル■通牒ノ四巻ヲ拾テ何分ノ儀可■■候」

如クシテ両三日ヲ経過シ自ラ車飛シテ流末三方面ヲ巡視セシニ、皆数回ノ引水スルヲ得テ田面新緑ノ良禾ヲ見ルノミナラズ、田面亀裂ノ個所ノ如キハ絶無トモ云フベキ良況ヲ呈シ、大ニ堵ヲ安ズルノ思ヲナセリ。踰エテ一両日ヲ過グルニ及ビ、従来矢作川上流驟雨ニテ二三寸増水ノ、連日ノ旱天ニテ平流ニニ復スルト同時ニ其結果用水水面上ニ見ハヽ、且或ハ上流水源地ニテ漏水アルヤトノ風説ヲ耳ニセシテヨリ、土木主任、郡書記官及ビ事務員ヲ派シテ、普ネク郡内ノ用水小路ヲ調査セシメシニ、樋門等ノ朽腐ノ個所ヨリスル小漏水アルノミナラズ、水源地ニ於ケル破損箇所ノ仮堰工事モ先般両度ノ出水為メニ漏水スルヲ発見セリ。今其漏水ヲ計ルニ、果シテ能ク之ヲ完成セバ、優ニ一合以上二合ノ増水ヲ得ベキモノナルヲ確信シ直ニ之ニ着手セント欲セシガ、客月大雨以来ノ修繕工事ニテ、各種ノ費用ハ殆ド消尽シ、又如何トモスル能ハザルノ境遇ナルヲ以テ臨時組合ノ必要ヲ認メ、本月十四日ヲ以テ之レヲ本郡役所ニ召集セリ。当日ニ至ルモ議員ノ召集ニ応ズルモノ甚少ナリ。且其議員

等ノ述ブル所ニヨレバ、今回ノ臨時会ノ議案ニハ、彼ノ西加茂碧海両郡選出議員対等数案アリ。此議案ニ対シテハ、流末三方面ニ於テ各意見ヲ異ニス。

故ニ惣代等ト熟議ヲ遂ゲ、然ル后ニ議場ニ上ボルベシトテ各自帰宅ノ途ニ上ボレリ。而シテ一面流末配水増加ヲ迫ルモノ日々甚シク、故ニ小官ハ碧海郡衙ニ至リ親シク該郡長ト面談シ従来ヨリ配水ニ注意セシ状況ヲ告ゲ、且今回臨時会ノ必要及ビ提出案ノ大略ヲ説ケリ。且議員対等数ニ会シテ殊ニ説明シテ曰ク、貴郡関係者中ニハ、今回ノ議員変更案ヲ以テ単ニ給水交換問題ト認シ彼ノ咽喉ヲ扼シテ皆ヲ拍ツ的挙動ト誤解スルモノアルヤニモ聞ケリ。是甚シキ謬見ト云フベシ。何トナレバ、則議員変更案ハ和解当時ヨリノ宿題ニシテ、今日新ニ提案セシモノニアラズ。

此理ハ足下モ亦詳ニ知ル処ナルベシ。且此案ノ生活存亡ハ一ニ議員ノ権能ニ属スルモノナルヲ以テ決テ管理者ノ関スル所ニアラズ。幸ニ先ノ竟ヨリシテ貴郡組合議員ノ速ニ議場ニ上ボリ工事費等ノ可決シテ一毫速ニ工事ヲ施シ、漏水ヲ防過スルノミナラズ、進ミテ水源地水口ノ実域ヲ現セバ増水ハ絶ナキモノト信ズト告ゲ帰郡セリ。更ニ又流末三方面ニ於ケル議員惣代等ノ意見ヲ探グルニ、各一定セズ。西用水関係者ノ大勢ハ曰ク議員対等案可決セバ宣シク弐万余円ノ増負担ハ明年度ヨリ之ヲ両郡平均ニナスベシト。

中用水関係者ハ曰ク、議員対等案ハ和解当時ヨリノ宿題ニシテ今日ノ我案ニアラズ。速ニ可決シテ、両郡均衡円滑ヲ計リ、且給水ノ円満ヲ調スベシト。東用水関係者ハ曰ク、西加茂郡ハ水源地ナリ。故ニ従来之ヲ城壁トシテ、専横ノ嫌ナキニアラズ。然ルニ、更ニ対当案ヲ可決セバ、今后如何ナル亡状ヲ極ムルモ知ルベカラズ。

且之ヲ給水ヲ餌トシテ之ヲ成立セシメントスルハ不可ナリトテ、紛々一定ノ議ナシ。故ニ、能ク熟議ノ后、開議ヲ開クベシトテ召集ニ応ゼズ。荏苒今日ニ至レルナリ。

然ルニ炎帝ノ威ハ益鋭クシテ本流ノ渇水モ日々ニ進ミ、田面ノ用水量モ亦日々ニ多キヲ要スル。今日先日中両三日全閉シテ下流ニ送水セシ上流ノ各村落ハ、大ニ田面ノ枯渇ヲ憂ヒテ引水ニ着手シ、為メニ流末渇水ハ毎日〻其度ヲ高ムルナルベシ。然ルニ漏水ヲ防グノ工事ハ着手スルニ道ナク、管理者ハ進退茲ニ谷マルノ状況ナリ。

是ニ於テ乎、管理者ハ更ニ下流ニ送水スルノ量ヲ多カラシメント常務員ヲ出シテ、無用ノ井堰樋門ヲ開放セシメザルニ勉メ、引用水モ勉メテ被害ナキノ程度ニ留メタリ。加之、郡内関係町村長及ビ惣代等ヲ召集シ、給水ハ上下流末ニ至ルマデ均霑スベキ事及ビ本来道義上ニ訴ヘテ固執ノ疑心ヲ去ル事等ヲ懇諭セシニ、右ハ疾クニ之ヲ了承スルノミナラズ、忍ビ得ベキ程度ニ忍ビテ流末ニ力ヲ尽サント誓ヘリ。然ルニ、上流上郷村地内ノ放水、只其用ヲ認メズシテ漫リニ放開スルヤノ事ヲ耳ニセシテ、以テ昨夕ヨリ警官及事務員ヲシテ、常ニ之ヲ誓戒セシメタリ。今晩ニ至リ、同村篭川ニ架セル筧ノ中央底部約長弐間巾弐尺ノ間朽腐ノ結果ニヤ、墜落シテ漏水シ、且、其脇腹放水口ノ開口多キヲ知リシヲ以テ直ニ事務員ヲ出シ、之レガ修繕ニ従事セシメ、今夕ニ至レバ必ズ竣功スベキモノト認メラル。且此附近、不時ノ用意ニ備フル為メ、警官一名ヲ茲ニ警戒セシメタリ。

本日、碧海郡関係村長相携ヘテ出願ノ上、減水ノ理由、給水ノ方針、其他ノ施後案ヲ問ヒシニ依リ、上来述ベ来リシモノヲ細読シ、此ノ如キノ今日ナルニ依リ、貴職等ハ勉メテ上流関係者ノ道義的行為ニ出ツルヲ了シ、速ニ議員ノ出席アルニ注意シ、工事費等ヲ可決セバ、瞬間ニ多量ノ増水ハ期シテ待ツベキモノナルガ上ニ、本日特ニ郡内関係町村長ヲモ召集シテ更ニ緩急相救フノ行為ヲ執ラシメナバ、実ニ日ヲ期シテ流末ニ送水ノ便ヲ得ルハ疑ナカル可シト懇示セリ。

右、本日迄ノ概略及通知候也。

明治三十六年八月十七日午後六時

西加茂郡長有吉寛【印】（愛知県西加茂郡長印）

愛知県書記官後藤松吉郎殿

追テ右書面認メ終ルニ際シ、午前来談ノ碧海郡関係村長本庁ニテ本願御懇示ノ件了承、最速議員ヘ書状ヲ発シ候ニ付、今夕刻迄ニハ必ズ召集ニ応ズルカ。従テ、開会相成バ、適当ノ議決可有之ト信ゼラレ候ベク、此段陳述ストノ事ニ有之候間、此如申添候也。

⑧明治三十年八月十七日　主査属　深是雅

内務部長【印】（後藤）

第一課長【印】（深町）　議事係

枝下用水組合実況報告ノ件

右管理者西加茂郡長ヨリ別紙ノ通ノ報告書有之候処、穏常ケシカル所モ有之ニ付、

左按ノ通ノ御通牒可被成哉、仰高感候也

一、第五二五二号

枝下用水組合実況御報告ニ可成候処今回組合会ニ提出セラレタルハ如何ナル議按ナリシカ審ナラズ候得共、其今日ニ於イテ将ニ臨時会ヲ召集ニテ議員数増加ノ議按ヲ発セラレタルハ如何ナル必要ニ出タル様ニ候哉、承知致度尚ホ難去候趣ニテハ恰モ灌漑ノ事ヲ挟テ議按ノ迫過ヲ計ルガ如キ算アリ。此ノ如キハ穏ナラザル様ニ有之候様、貴官ニ於テ組合内公平ニ管理セラレ候様■■御注意被成度此如御通牒候也。

明治三十六年八月

内務部長

組合管理

西加茂郡長宛

追テ組合ノ上流ニ在テ苟モ給水ヲ私スル如キ挙動是ナキ様充分御監督相成度候也。

⑨枝発第一六三号

枝下用水実況報告

昨十四日ヨリ当組合臨時会開会ノ処、其第一号議案組合規約中議員ノ数ヲ増加シ、両郡同数ノ人員ニ改正案提出ノ事ニ相成居候処、或ル部分ニ於テハ賛成者アルモ、多数ハ反対ナルヲ以テ出席者少ナク、開会ノ場合ニ至ラズ。然ルニ同日両郡配水惣代ニ於テモ種々交渉ヲ為シタルモ纏ラズ。依テ本郡受配水者ニ於テハ今日迄碧海郡ノ給水不足ヲ慮リ、充分節約ヲ加ヘ徳義ヲ以テ給水不足ヲ感ジツヽ下流受配水者ニ便益ヲ与ヘタルニモ不拘、予テ熱望シツヽアル本問題ニ反対スルニ於テハ徳義ヲ斗視スルモノナリトノ口実ノ下ニ、昨夕ヨリ各分水少樋管ヲ開放シ充分ナル灌漑水ヲ採ルヲ以テ、下流碧海郡ニ於テハ益々欠乏ヲ告ゲ、当事務所ヘ哀訴スルモノモ有之。従テ、一面町村長ヘ注意ヲ加ヘ、又警察署長ヘハ相当取締等照会ヲ為シ、組合ニ於テハ水路ノ監督ヲ厳ニシ、給水ノ節約ヲ謀リツヽ有之候次第ナルモ、漸次矢作川減水スルニ従也。

給水ハ弥以テ困難ヲ来スナラント存候。右為報告候也。

明治三十六年八月十五日

枝下用水普通水利組合管理者

愛知県西加茂郡長有吉寛【印】（愛知県西加茂郡長印）

愛知県知事深野一三殿

嶋■殿ハ時々報告ヲ不申上候也

一一四　配水ニ関スル状況報告

⑩配水ニ関スル取調書

（一）碧海郡長ヨリ聞取タル事項　角岡郡書記ノ答弁モ含ム

一、八月十三日碧海ニ属スル配水委員、竹村龍興寺ニ集会シ、今回組合会ニ提出ノ組合会議員ヲ両郡対等ノ数ト為スハ不可ナリトシ、延期ノ決議ヲ為セリ。

一、十四日（組合会召集ノ日）前日マデノ水量余リ多カラザリシ処、今朝ヨリハ近来ニ見ザル所ノ水量ヲ通セリ。

一、十五日午前、有吉郡長碧海郡役所ニ至リ、服部郡長ニ面接シ、議員ハ両郡同数トスルヲ至当ト認メ、追加予算ト共ニ提出セル処、碧海側ノ議員ハ議員ヲ両郡同数トスルヲ否トシ、為ニ招集ニ応ゼズ云々、述ベラレタル処、脇屋郡長ハ、該問題ハ発案前ニ協議アレバ格別発案後ニ協議セラルルモ致シ方無シトノ意味ヲ以テ応答セリト。

有吉郡長ノ談中ニ若シ議案ヲ決議セザルトキハ、如何ナル事故ヲ生ズルヤモ難計、其辺心配スル由ヲ述ベラレタリト。

此日午後水量頓ニ大ニ減ズ。而シテ十三日以前ハ水量少ナカリシニ、十四日ニハ非常ノ増水ヲ為シタルハ、此ノ日ハ恰度組合会召集ノ当日ナルヲ以テ殊更ニ下流ニ充分ノ配水ヲ為シタル処、碧海側ノ議員ガ議員配当更正ヲ否トシ、反対ノ態度ヲ取ルニ依リ、其翌十五日ハ強迫ノ意味ヲ以テ殊更ニ上流ニ於テ配水ヲ非常ニ減少セシタルモノト推測シ、即チ配水ノ多少ハ議員配当更正問題ト相関聯セシメントスルニアルモノトノ疑念ヲ碧海側ニ生ゼシメタリ。

十六日ノ夜、竹村ノ人民多数西加茂郡役所ニ至リ、管理者ニ面会ヲ求メタル処、有吉郡長ハ其内惣代数名ヲ定メシメ、其惣代ニ面会ヲ許サレタリ。惣代ハ至急配水方ヲ請求セシニ、有吉郡長ハ規約改正案提出ノ次第及予算追加ノ為メ、組合会ヲ召集セルモノニシテ、水ノ配否ニハ関係ナシト弁明セラレタリト聞リ。

十七日碧海郡ノ関係村長ハ西加茂郡役所ニ至リ下流ヘ速ニ給水アリタキ旨請求セリ。有吉郡長ハ仮堰復旧ノ予算ヲモ決議セズシテ、給水ノミ請求スルハ訳ガ分ラヌト言ハレタル依リ、関係村長ハ直ニ議員ヲ出席セシムル手配ヲ為シ、仝夜碧海ノ側ヨリ拾名、西加茂ヨリ一名議場ニ至リタルニ其内一名（竹村板倉清五郎）ハ議席ニ着カズ、種々説諭セシモ遂ニ着席ヲ為サズ。為ニ定足数ヲ欠キ、其夜ハ開会スルコト能ハザリシ。

碧海郡長ハ角岡、吉田ノ両郡書記ヲ西加茂郡ニ派出セシメ、吉田郡書記ハ用水路ヲ視察シ上郷村地内篭川掛樋大破損アルコトヲ午前第四時ニ発見シ、直ニ西加茂郡役所ニ引返シ、其旨ヲ告ゲタリシ。

十八日朝、組合会ハ出席議員十一名（碧海十名、西加茂一名）追加予算、組合費徴収期変更、一時借入金ノ件ハ可決シ、議員定数改正ノ件ハ、定足数ヲ欠キ居ル故、延期スルコトトシ、午前中ニ会議ヲ閉ヂタリ。

組合会ヲ了ルヤ午後一時、組合会議員、配水惣代、関係村長ハ（角岡郡書記立会ス）有吉郡長ニ急速配水方法ヲ講ゼラレタシト請求スルコト約二時間ニ及ブ。有吉郡長ハ目下事務員欠勤多ク、二名出勤シ居ルモ、其者ハ設計ヲ作ルコト能ハズ。外ニ雇鈴木源吉ノミナレバ、急ニハ施工シ兼ヌ云々ト答ヘラレタリ。故ニ角岡郡書記ハ目下事務員少数ニテ御困難ノ趣、小官及吉田ノ両名ハ助務ノ為メ可来旨、脇屋郡長ヨリ下命ニ付、参リタリト議員等ノ面前ニ於テ述ベタリ。

有吉郡長ハ午後三時過ギ左ノ通、配水法ヲ定メ、関係村長配水委員ニ申渡サラレタリ。

上郷村　越戸三合開キ　花本　四郷

梅坪村　閉樋

挙母町　蓮池ノ杁　半開

根川村　前山　閉樋

十八日午後六時ヨリ二十日午後六時マデ閉樋

二十日午後六時ヨリ二十一日午後六時マデ閉樋

今回ハ流末ヨリ配水シ、流末ニ於テ引水シ、終リタルトキハ、其上流ニ順次引水スルコトトス。

右方法ハ二十一日後ニ於テ右ノ例ヲ繰返シ実行スル意ナリヤ。有吉郡長ニ対シ、角岡郡書記ハ質シタルニ然ル意ナリト、答弁セラレタリト云フ。

碧海郡関係村長ハ、配水惣代議員等ト郡内ニ於ケル配水手続ヲ定メ、直ニ実行スルコトトセリ。要領左ニ。

（一）村長ハ各水路ニ於ケル配水ノコト総理シ、又一村三名ヅヽ、配水委員ヲ村長ニ於テ選定シ、村内ノ配水ハ其委員ニテ一切担任スルコトニ申合セタリ。

（二）村長ハ挙母町喜楽亭ニ出張シ居リ、東、中、西、三井筋ヘ通ズル水量ヲ調査シ及配水ニ関スルコトヲ処理スルコト。

一、西加茂郡長ハ即夜郡書記二名ヲ水路視察トシテ派出シタル様子ナリ。

一、西加茂郡長ハ前掲決定ヲ午後六時ニ実行セシ趣、流末ノ村ニ水ノ来リシハ十九日ノ午前一時ナルニ、午前三時ニ至リ減水シ、十九日ノ午前八時ニ復旧セリ。右ハ四郷ニ於テ放水樋門一本ヲ開キタルモノアリシ為メ、此ノ減水ヲ呈セルモノノ如シ。

（以上十九日午後五時迄ノ経過）

（二）碧海郡駒場村長ノ申立

一、十五日ヨリ通水セズ。十九日夜一時ヨリ通水。三時ト四時トノ間ニ減水シ、午後ニ至リ復セリ。減水ノ原因ハ取調中。（十九日午後五時調）

（三）仝郡若園村配水惣代申立

一、十四日前ハ通水多カラザルニ依リ、大字若林、北中根ハ二昼夜、大字花園ハ昼一日ト交互引水シ居リタルニ、十五日ニハ通水ナリ（尤モ十七日迄ハ向ヒ分水迄些少ノ通水アリテ、其ノ附近ノミニ灌漑セリ）。十九日ハ午前四時ヨリ通水スルニ至レリ。

（四）和会村配水委員及組合議員ノ申立

一、十三日迄ノ通水ハ東井筋末流ナル大字和会ノ如キハ大字全部ニ灌漑スルコト能ザル概況ニシテ七八町ノ田面ハ陰暦十五六日頃以後ニ於テハ給水ヲ得ザリシ所アリシニ組合会ノ当日即十四日ニハ多量ノ通水ヲ見ルコトヲ得タリ。然ルニ其翌十五日午後ヨリ非常ニ減水セリ。右ハ上流越戸辺ニテ、悪水杁ヲ開キ、水ヲハツシタルト篭川架樋破損ノ外、尚他ニ減水ノ原因アリト思フ。組合会議員両郡同数トスル件、碧海ノ側ガ反対ナルハ其原因ナルガ如シ。十九日午前二時ヨリ通水、夜明ニ至リ減少シ、十九日午前十一時復旧セリト。

（五）上野村及寿恵野村配水惣代ノ申立

一、両村トモ東井筋ノ上流ニアルヲ以テ、十四日迄ニハ灌漑ナキ田地ハナカリシガ、十五日ヨリハ灌漑ヲ為セシ田地ナシ云々。

（六）挙母警察署巡査酒井篤ニ就キ聞取リタル事実

（挙母警察署長ハ十八日迄賜暇帰省シ居リ、其不在中枝下用水事件ヲ扱ヒタルハ酒井巡査ナル由、聞及ビタルニ依リ、仝巡査ニ就キ聞取リタルナリ）

一、十四日組合会招集、此日増水シ、普通ヨリ多ク通水セリ。事務委員ハ藪押一名、郡役所ニ在リシ由。

一、十五日午後二時頃、水量頓ニ半減トナル。此日有吉郡長、碧海郡役所ニ脇屋郡長ヲ訪ヒ、午後帰郡セラル。此ノ晩、事務委員根川村佐野喜代太郎、雇仝村河原兼次郎、辞表ヲ有吉管理郡長ニ差出シ出勤セズ。事務所ニテ吏員出勤セルモノ一名モナカリシ由。

【上段】辞任届ヲ為セシ両名トモ非買収派ノ推ス所ノ人ナリト云フ。

此夜十一時前知立警察署長ヨリ電話ニテ枝下用水配水ノ陳情トシテ多数人民来レリ。コトニヨルト、西加茂ヘモ行ク模様ナリ。ソチラニテハ巡査ノ用意ハ宜シキカ、助務ノ為メ、巡査派遣ノ必要ナキカ云々、申来レリ。若多数人民来ルトモ、暴行ヲ為スガ如キコトハナカルベク、現在ノ巡査ニテ取締リ得ベク巡査派遣ノ必要ハナキ旨ヲ返電セリ。

右電話ニ接スルヤ事務員一名ヲ伴ヒ、郡長ノ居宅ニ至リ、碧海郡ノ状況ヲ話シ置ケリ。其際警察ノ取締上ニハ時間ニテモ定メ、配水スルコトニセラルルナラバ便利ナルベシト注意シタルニ、考ヘ置クトノコトナリシ（郡長ノ居宅ヘ赴キタル前高橋郡書記ノ宅ヲ訪ハントシ、戸外ヨリ事務員ヲシテ来意ヲ告ゲシメタルニ、自分ハ賜暇ヲ得、今夜二時出発、明日ヨリ不在ナレバ、枝下用水ノコトニモセヨ聞ヒテモ役ニ立タズトテ面会謝絶セラレタリ）故ニ警察署ニ帰リ警戒シツヽアリシニ、果シテ仝夜午前三時頃、九十三・四名警察署ノ前ヲ通リ、郡役所前ノ市街ニ集合シ管理郡長ニ面会ヲ請求セリ。

右多数人民ガ請願トシテ来リ街道ニ居ルハ不都合ニ付、若管理者ニ請願スルコトアルナラバ、惣代ノミ残リ、他ハ帰村スベキ旨ヲ諭シタルニ、彼等ハ配水ヲ望ム為メ来リシモノニシテ、若破損箇所等アリテ修繕ノ為メ、人夫ヲ要スルトキハ自分共人足トナル積ニテ多人数来リタルモノナリト言フニ依リ、郡役所門内ニ集合セシメ、取締ヲ為シタリ（此夜郡長ハ惣代ヲ作ラシメ面会セラル）

右集合セシ多数人民ハ十六日午前十時ニ帰村セリ。

郡書記ハ配水事件ニハ関係セズ、対岸ノ火災視シ居リ。事務員ハ郡役所ニハ出勤シ居ラズ。

一、十六日碧海郡書記角岡與吉及碧海郡村長、組合会議員十二名、挙母ニ来リ。管理者ト配水方交渉ヲ開始ス。

一、十七日有吉郡長ハ事務員ヲ招集セリ（佐野、河原ハ出席セズ）配水ノ件、始テ両郡ノ交渉問題トナリシガ如シ。

一、十八日朝上郷村篭川架樋破損ノコトヲ碧海郡書記吉田ナルモノ発見シ西加茂郡役所ニ修繕方ヲ申込ム。（警察署ニテモ其破損ハ知リ居ラザリシ）（仝巡査ハ此架樋破損ハ人為ニハアラザル見込ナリト云ヘリ）

（七）挙母警察署長菱田警部ヨリ聞取リタル事項

一、十五日上郷村四郷掛樋破損ニ付テハ、当時ノ状況ハ其附近ノ耕作人ノ云フ処ニヨレバ、十五日該掛樋ヨリ漏水スルヲ認メ、此破損ヶ所アルニ由ルモノト思科シ掛樋ノ附近ニアル水車主ト協議シ、挙母ニ行ク馬車曳ニ郡役所ヘ其事ヲ伝ヘ呉レト頼ミタリ。破損ノ原因ハ人為ナルカノ如ク碧海ノ側ニテハ推測スルモノアル趣ナルモ人為ト認ムベキ点ナシ。仝ク樋ノ板ガ腐朽シ居リシニ起因スル方事実ナラン云々（此樋ハ常ニ児童ノ遊泳スルコトアリト云フ）

一、十八日、管理者ヨリ用水路注意方通牒アリ。依テ始テ巡査ヲ出シ堤防ヲ巡羅セシム。然ルニ巡査ハ花本地内樋門一ケ所、扉ヲ開放シアリテ、漏水シ居ルヲ発見シ（十九日ニ花本村民ガ開放セント仝ジ樋門ナリ）郡役所ニ急報シ、郡役所ハ十九日未明マデニ修繕ヲ了セリ。

一、十九日、有吉郡長来署。用水路取締方協議アリ。其結果、上郷村地内樋及掛樋五ヶ所ハ巡査ヲ出シテ取締ルコトトシ、十九日朝巡査四名ヲ出張セシメ、郡書記三名（郡書記ハ人夫一名ヲ伴ヒ居レリ。急破ノ手当ナス為メ。）ト共ニ二時間更代ニテ巡視スルコトトナシ、署長モ朝ヨリ実地ノ状況ヲ視察セシニ、別ニ不穏ノ状況モ認メザルニ依リ午後六時帰署セリ。然ルニ同夜急報アリ。出張吏員ノ制止ヲ聞カズ樋門ヲ開放セルモノアリト。

依テ、一面ハ直ニ現場ニ巡査ヲ派出シ、一面ハ郡衛ニ急報シタリ。其ノ事実ハ花本

地内放水樋門（俗ニドンテント云フ）（強雨等ノトキ悪水ヲ篭川ニ放流スル目的ニテ設ケアルモノ。此ノ樋門ヲ開放セバ下流ニ通水セザルニ至ルモノニシテ下流ニ配水上最緊要ナル樋門ナリ）ハ郡書記、巡査各一名ニテ監視シ居リタル処、十九日午後八時頃十二、三名ノ村民該処ニ来リ。郡書記ニ樋門ノ開放ヲ迫ル。其理由トスル処ハ、此用水路ノ上流花本地内堤防ニ架橋アリ。其橋梁ノ附近ヨリ頻リニ噴水シ、堤下ノ人家ニ浸水セントス。加之噴水ノ箇所堤防缺壊セバ、用水路ノ水ハ悉ク花本村ノ人家ノ方向ニ流下シ、花本ノ住家ハ殆ド全部浸水ノ厄ニ遭遇スベシ。故ニ此ノ放水樋門ヲ開放シ、上流ノ水量ヲ減セザルベカラズト主張セシニ、郡書記ハ之ヲ拒ミ制止シツヽアル内ニ、丸井鍬次郎ナルモノ裸体トナリテ樋門ノ下ニ飛込ミ扉ノ「カン」ヲ縄ヲ通シ、遂ニ開扉セシモノナリシト。右下手人大字花本丸井鍬次郎（二十九年）ハ現場ニ於テ捕縛シ警察ニ護送セリ。（仝人ハ自己ノ所有地ナク、受作ニシテ枝下用水普通水利組合ニ関係ナキモノナリト）又、其教唆者トシテ花本大岩安五郎ヲ警察署ニ召喚、取調ヲ為セリ。（仝人ハ大岩勇夫ノ従弟ニシテ枝下用水路買収委員タルモノ）

又、右二名取調中、花本区長本多又平ナルモノ警察署ニ出頭シ、届出ニ来リタリトテ、花本ノ堤防ガ破壊シ、村内浸水セントスルノ虞アリシニヨリ丸井鍬次郎、大岩安五郎等樋門ヲ開放セリ。此段御届ニ及ブ云々申立テタルニ、右ハ共犯嫌疑アルニ由リ警察署ニ留置キ取調ヲ為セリ。

又、大岩治平ナルモノハ「無中デ飛テ行テアケタ」ト自白シ居リシニヨリ、是又共犯トシテ取調ヲ為セリ。

右四名ニ対スル一応ノ調査ヲ遂ゲタル上、午後二時上郷村ニ出張シ、村長ヲ其宅ニ訪ヒ、大岩安五郎ハ樋門ノ件ニ付、昨日役場ニテ協議セシトノ説アリ。其事実ヲ取糺シタルニ、村長ハ其ノ日ハ役場ニ出勤セザリシ故、其事実ハ知ラザルモ、樋ニ付テハ、心得違ナキ様、予テ心配シ居リタルニ其早斐（甲カ）モナク斯ル事件ヲ本村ヨリ生ゼシメタルハ誠ニ申訳ナキ次第ナリ云々ト申立居リ。尚今後斯ル不心得者ナキ様充分説得シ置ク旨ヲ誓ヘリト。

前記四名ノ嫌疑者ハ篤ト将来ヲ戒諭シ、廿日朝帰宅セシメタリ。

右開扉ノ原因ハ如何ナル点ニアリト認メラルルヤ、署長ニ問ヒタルニ村長ノ挙動其他ニ徴スルモ、花本全部人民ガ謀ッテ為シタルニハアラズト思料ス。而シテ教唆者タル大岩安五郎ハ、此用水買収当時ヨリ買収委員ニシテ議員ヲ両郡同数ト為スニハ熱心ナル由、仝人ハ平素自分ノ思ヒ立チタルコトハ何処迄モ実行セントスルノ気風アル趣ナレバ、議員問題ノ為メ、茲ニ及ビシニハアラザルカト推測セラル。併シ他ノ十二名ノモノハ一時附加セシモノニシテ予メ協議シテ此ノ暴挙ニ加ハリタルニアラザル様子ナリ云々。

一、十八日、管理者ハ配水方法ヲ定メ之ヲ各組合員ニ周知方、各町村長ニ依頼セシニ上郷村長ハ之ヲ追付セリト。右ハ深キ意味ナキモノト認メ居レリト。

一、用水取締ノ為メ巡査ノ増派ヲ知事ニ請求方、碧海郡長ヨリ西加茂郡長ニ照会アリシモ、有吉郡長ハ其必要ヲ認メズ云々。打合セアリシモ、当時ノ状況ハ巡査ノ増派ヲ求ムベキ事由ナキノミナラズ、若必要アラバ、警察署長ヨリ請求スベシト答ヘ置ケリ。

（八）有吉郡長ニ聞取リシ事項

一、内務部長ヨリ通牒及電話ニヨレバ、水ヲ上流ニテ私シ又ハ樋ヲ人為ニテ破壊セル様ニ見ラルルモ左ル事実ナシ。出県ノ上情ヲ陳ベント欲スルモ配水ノ為昼夜奔走遑ヲ得ズ。故ニ其ノ意ヲ果タサズ云々。

一、配水ノ方法及取締方ニ関スル例規ナシ。樋門ハ樋守ニ托シアリ。水量ニ応ジテ開閉スベキ筈ナレドモ、実際彼ハ職責ヲ尽ス能ハズ。

一、十五日ノ減水ハ碧海郡ニ至リシ帰途、堤村字一軒家ニテ之ヲ知リタリ。十三日ハ原水八合ノ処本川上流ニ雷雨アリ。増水シ三合ヲ増セリ。用水路中花本橋梁ノ辺ハ八合以上ノ通水ヲ為スハ危険ナリ。故ニ八合以上ニ達スルトキハ上流ニ於テ勝手ニ樋門ヲ開クノ例ナリ。故ニ十五日ニモ上流ニ於テ樋門ヲ開キタルモノアリシヲ以テ之ヲ閉ザシメタリ。其後、尚減水ノ模様アルニ依リ、取調ノ上開放シアル樋門ハ閉ジタリ。

一、臨時組合会ヲ急ニ招集シタルハ、（一）第一期組合徴収期限延期（二）仮堰復旧工事費予算ノ為メ急ニ招集セシモノニシテ、議員同数問題ノ為メ急ニ招集セシニハアラズ。

（一）第一期組合費徴収期変更ノ急要ナル理由ハ組合費第一期ハ八月中ニ徴収スルコトニ決議シアルモ、反別割ノ課税標準タル反別ノ調査精確ナラザルニ依リ、第一期徴収期前ニ調査ヲ遂ゲ、精確ナル反別ニ対シ課税スベキ計画ノ処、未ダ調査

ヲ了セザルニ依リ、徴収期ヲ第二期ト仝クシ、夫レ迄ニ反別ヲ精査セントスルニアリテ、本月ハ第一期ノ徴収期ナルヲ以テ其変更ハ急ニ決議ヲ要スルナリ。而シテ反別ノ調査ハ関係町村ノ吏員タル人ニ依嘱シ調査中ナリト。

(二) 仮堰木工費予算決議ノ急要ナルハ水源道水堤仮堰ハ客月来二度ノ強雨ニテ破損シ、二合余ノ漏水アリ。又水源牛枠ノ蛇篭ハ修繕ヲ了セザル故、二合許ノ水量ヲ減シ居レリ。故ニ水ノ枯渇ヲ医スルニハ之レガ修繕ヲ緊急ナリトスルモ、工費予算ナキ故、追加予算ヲ要スルナリ。

(三) 議員同数ニ変更ノ件ハ別ニ緊急ナルニハアラズ。然レドモ議員数ヲ対等ト為スハ碧海モ歓迎シ居ルナラント思ヒ発案セシモノニシテ、之レガ為メニ議会ヲ開キタルニハアラズ。然ル処、此ノ問題ト配水ト相関聯シ居ルガ如キ奇怪ナル風聞アリ。右ハ意外ノコトナリシ云々。

一、十四日、組合会議員出席者定数ニ充タズ、故ニ開会セズ。

一　十七日、碧海郡町村長、管理者ニ面会ヲ求メ、配水方ヲ迫レリ。有吉郡長ハ蛇篭ヲ修理シ、且仮堰ヲ復旧セバ、四合ノ増水ヲ得ルノ胸算ナリ。之ノ予算ヲ議決セバ、水ニ不自由ハサセヌ。然ルニ議員ガ出席セザル故、其予算ノ決議ヲ為スコトヲ得ズ云々ト村長ニ談示ラレタルニ、村長ハ議員ノ出席ヲ諾シテ帰レリ。十七日夕、議員参集セシモ定数ニ充タズ、為ニ開会スルコト能ハズ。

一、十八日、議員十一名出席。第二号以下総テ原案ヲ可決セリ。第一号議案議員定数更正ノ件ハ、議員定数ノ三分ノ二ノ出席ヲ欠クヲ以テ延期セリ（議員定数更正ト配水ト関係アルガ如ク唱フルニ依リ、当分其侭ニ為シ置ク見込ナリト）

一、仮堰工事ハ十九日ニ着手、二十日ニハ成工ノ見込。蛇篭工事ハ本県ノ認可ヲ受クルコトヲ要スルニ依リ、申請ノ準備中ナリ。

一、十八日、配水ノ制限ヲ設ケタリ。三昼夜ノ内、四十八時間ハ碧海ニ二十四時間ハ西加茂ニ配水スルコトト決定シ、十九日左ノ公示ヲ発セリ。

枝下用水灌漑地配水ニ関シ、当分ノ内左記ノ如ク配水制限ヲ設ク。但水量ノ増減ニ依リ、之ヲ伸縮シ、又ハ全廃スルコトアルベシ。

一、西加茂郡上郷村、梅坪村、挙母町、根川村ノ灌漑地給水樋門ハ本日午後六時ヨリ起算シ、三昼夜ノ内四十八時間之ヲ閉鎖シ、二十四時間ハ開放ス。但、上郷村大字越戸破岩ノ杁樋及挙母町蓮池ノ杁樋ハ常時半開トス。

上部書入（花本ノ樋ト称スルモ仝一ナリ。）

一、十八日午後十一時半頃、上郷村大字越戸唐澤捨樋門開放シアルヲ発見シ、午前五時四十分ニ全ク閉鎖セリ。

一、配水ノ取締及方法ハ、慣例モナク規定モナク、従来秩序ナキニ依リ、町村長惣代ニ対シ不心得者ナキヤウ注意方懇諭シアリ。尚郡役所員及巡査ヲ監督トシテ出張セシメアリ。又組合事務員ハ病気等ニテ欠勤勝、実地ノ調査ハ為ス能ハザリシ。

一、十九日朝ハ左ノ通、吏員ヲ配置シアリト。

上郷村越戸大土砂及破岩放水口ハ、都築書記、成瀬巡査、破岩放水口ヨリ下流四郷唐澤放水口ハ、松澤書記、宇野巡査。四郷篭川架樋ヨリ下流、仝上原放水樋ハ塩田書記、山内巡査。

一、警官ノ増派ヲ本県ニ請求方、碧海郡長ヨリ申来リタルモ必要ヲ認メザルニヨリ仝意ヲ為サズ。

一、十八日、碧海側ノ議員村長等、有吉郡長ニ配水ヲ迫ル。其ノ時、角岡碧海郡書記ハ議員等ノ面前ニ於テ西加茂ハ目下吏員少数ナル故、補助トシテ二名出スカラ補助セヨトノ命ナリシト述べ、碧海側ノ村長等ハ碧海郡長ノ処置ニ満足ノ意ヲ表セリ。然ルニ管理者ニハ何等ノ紹介モナク、要領ヲ得ザリシ云々。

一、十九日ノ夜、郡書記ノ制止ヲ聞カズ、花本村民樋門ヲ開放セリ。故ニ直ニ現場ニ出張修理セシメタリ。

一、花本ノ人民ヨリ大岩勇夫ノ処へ打電シ、帰村ヲ求メタルニ、当時横浜ニアリテ果タサズ、右ハ議員増加問題ノ為メナルベシト。又西加茂ノ委員等ハ議員問題ノ遂行ヲ郡長ニ迫レリ。然ルニ郡長ハ此ノ際ハ管理者トシテハ其求メニ応ズルコト能ハズ、且ツ此問題ハ重立タル者ニ於テ両郡関係者ノ間ヲ調停スルヲ可トスル旨ヲ諭シタルニ、翌日今井幾四郎ナルモノ郡役所ニ至リ、郡長ニ面会シ協議スル所アリシニ郡長ハ此際遂行ハ為サズ、有力者ノ調停ニ依ル外ナキ旨ヲ示セリト。而シテ西加茂郡ノ買収委員等ハ和解契約ヲ為スト仝時ニ議員ハ両郡対等ト為スト云フコトニ決シタル由ヲ小前ニ話シアリテ、今日之ヲ打消スヲ得ザルモノ、如シ。故ニ議員対等問題ノ遂行ヲ希望スルモノナラン。

(九) 十五日減水ヨリ十八日迄ノ樋門開放及掛樋破損ノ事実

一、十五日朝減水実況調ノ為メ、事務員須藤羽根太郎、水路ヲ視察ス。午前十時頃

ニハ篭川架樋ハ大ナル漏水ナカリシモ越戸破岩ニ捨樋（内法十尺、五尺戸二枚）戸一本開キアリ。締メテ帰ル。但シ其開扉者不明ナリト。

十五日、篭川架樋大ニ漏水スルコトヲ架樋ノ下ニアル水車主（下伊保ノモノ）発見シ自分方ノ馬車曳ニ郡役所ヘ伝言ヲ托セリト。然ルニ郡役所員ハ其伝言ハ届カザリシト云ヘリ。

一、十六日、上郷地内水路視察ニ（碧海郡押鴨ノモノ）事務委員藪押喜三郎出張セシモ、篭川架樋ノ処ハ見ザリシト。

一、十六日、事務員稲芝三之郎、破岩捨樋ノ開放シアルヲ認メ之ヲ閉ヂタリト云フ。

一、十七日朝、事務員稲芝三之郎水路視察トシテ篭川架樋ニ至ルヤ架樋ニ穴アキ居リテ大ニ漏水セリ。依リテ樋ノ下ニ降リテ見レバ、ゲタ柱折レ居リ。直グ修繕シ得ザルヲ以テ、郡役所ニ帰ル。時ニ午前七時頃ナリ。（碧海郡書記吉田モ之ノ破損ヲ認メ、郡役所ニ至リ、修繕方ヲ請求ス。時刻ハ稲芝ノ帰リシト仝ジ頃ナリシト云フモ、吉田郡書記ノ陳述ニヨレバ、午前四時ニ発見、直ニ郡役所ニ至リシト云ヒテ符合セズ。）

一、篭川架樋破損ノ状況ハ別紙略図ノ通リニシテ、破損ノ原因ハ板ノ腐朽ニアリト云フ。（碧海郡書記吉田ハ、之ノ破損ハ人為ニシテ丸太ノ類ヲ以テ突キ破リタルモノト思料セラルト云ヒ居レリ。）

一、十七日夜、鈴木源吉ハ材料ヲ購入シ現場ニ至ラントシ或ル白木屋ニ材料ノ購買ヲ求メタルニ彼レハ応ゼズ。曰ク昨年組合員カ材料ヲ買ヒタルモ管理者関知セザル所ナリトシテ代金支払ヲ受ケズ。故ニ組合ニハ木材ヲ貸売スルコトハ出来ヌトテ謝絶スルニヨリ、更ニ白木屋加納桑吉方ニ至リ漸ク買求メ、午前十時半現場ニ至リ工事ニ着手。十八日ノ午前二時ニ竣功セリ。

（十）碧海郡長ガ吉田書記ヲシテ調査セシメタル水量ハ左ノ如シト

樋管ノ位置	八月九日	八月十四日	八月十六日	十七日	十八日	十九日	二十日
水源元杁	—	—	—	—	后三時 尺 二、九〇	—	后一時 二、九五
御船架樋	—	—	—	—	后二時二十分 二、三〇	—	〃 二、三〇
篭川架樋	—	—	—	—	前六時 一、三〇	—	后五時五十五分 二、三五
挙母持龍寺前水量標	前七時二十分 尺 二、五五	前十時 尺 三、〇五	后七時十五分 一、〇〇	—	前八時三十分 二、一五	前五時五十分 一、二五 正午 二、二五	〃 二、三五
西井筋元杁	前七時三十分 二、三五	前十時十分 二、九〇	后七時三十分 一、四〇	—	〃八時二十五分 一、八五	后一時十五分 二、二〇	后三時五十三分 二、五二
中井筋元杁	前九時十五分 二、一五	—	—	—	〃九時 一、八〇	—	后四時二十分 二、五五
東井筋元杁	〃 二、二〇	—	—	—	〃 一、七五	—	〃 二、六五
根川用水立切	〃 八寸ノ穴1ツ明リアリ	—	—	—	穴二ツ明ク	—	穴一ヶ所アリ僅カ減水ス

備考

八月九日、西井筋元杁前ニ仮堰（高一尺四寸）ヲ設ク。

十四日、水量最モ多キハ上流樋管七分閉鎖セシニ依ルト云フ。仝日午後六時ヨリ上流樋管開放シアリ。十八日午後六時迄ハ水量少量ニシテ流末ハ殆ンド絶水ノ姿ナリシト。

十六日、篭川架樋破壊、非常ノ減水アリテ水量ヲ減ス。

十八日、配水制限ヲ午後六時ヨリ実行シ、上流ノ樋管ヲ閉ヅ、故ニ水量ヲ増ス。

十九日、十八日午後十二時上郷村唐澤ノ放水口、人為ニテ開放。為メニ一時減水。

二十日、十九日午後八時、前仝断ノ放水樋全部ヲ郡吏ノ制止ヲ聞カズシテ開放セシモ、直ニ閉樋セシニ依リ、著シキ減水ヲ見ザリシ。

水量調査ノ継続セザルハ、九日、十四日ハ一泊ノ上帰郡。十六日以後ハ滞在シ、日々調査セルニ由ルト云フ。

（十一）十九日夜、唐澤ノ樋門開放当時ニ於ケル状況

一、唐澤ノ樋門ハ松沢郡書記及上郷駐在所巡査二時間交代ニテ監視シ居タルニ、十九日ノ昼婦人来リテ樋門ヲ覗キ居レリ。巡査ハ何ヲ為スカト糺シタルニ、区長ガ此ノ樋門ノ扉ニ「カン」アルカ見テ来イ」ト云フニヨリ見ニ来タト云ヒテ去レリ。後、区長及大字委員来リテ樋ノ下ヲ見居リシニ依リ、郡書記ハ推問セシニ、別段答モ為

サズシテ去レリ。郡書記及巡査ハ不審ニ思ヒ樋門ノ傍ニ露宿スルコトトシ、警戒シ居リタル処、午後八時頃村民十二、三名来リテ上流ノ堤防欠壊ノ虞アリ。故ニ樋門ヲ開放セラレタシト迫ル。郡書記ハ巡査ト共ニ之ヲ拒ム。彼是押問答中一人ノ男樋門ノ下ニ飛込ミ「カン」ニ縄ヲ通シテ開扉ヲ為シタリ。茲ニ於テ松澤郡書記ハ巡査ヲシテ開扉ノ下手者ヲ捕ヘシメ、一面ハ下流ニ居ル三岡書記ニ急報シ、一面自ラ堤防噴水ノ箇所ニ至リ実見スルニ村民ノ言フ如キ堤防欠壊ノ虞ナキニ依リ、直ニ郡役所ニ至リ、郡長及警察署長ニ急報シ且樋門閉鎖ノ為メ、土木係及人夫ヲ現場ニ出発ノ手配ヲ為シタリ云々。

（十二）十九日小官ガ水源及水路ヲ視察セシニ其状況ハ左ノ如シ。

一、水源仮堰ハ八分通成工水量約二寸ヲ増ス。第一第二樋門通水ハ前年ニ比スレバ一寸程少ナキモ唐澤樋門ニテハ満水ナリ（水源ノ水量ト下流ノ水量ト反対ノ結果ヲ呈スルハ、水路ノ洲渫ノ不行届ナルニ起因スルモノナラン）

一、配水ノ制限ハ、管理者ノ定メタル通行ハレ居タリ。但越戸ノ樋ハ半開ノ筈ナルニ三歩明ナリシ。

（十三）十九日ヨリ二十二日迄ノ配水ニ関スル経過左ノ如シ。

一、廿日午後六時前ハ碧海ニ配水セリ。仝日午後六時ヨリ西加茂ノ樋門ヲ開キ、碧海ニハ余水ヲ送ルコトトセリ。

一、廿日ノ夜、碧海郡長ヨリ電話ニテ碧海末流ノ内ニハ未ダ給水ヲ得ザル所アルニ午後六時ヲ以テ給水ヲ打切ルハ組合ニ対シ不公平ノ処置ナリト思フ旨小官ニ電話アリ。

又、碧海ハ中途故障アリシ為メ、四十八時間ノ給水ヲ得ズ。故ニ時間ヲ延長スルカ、他ニ方法ヲ講ゼラレタシト西加茂郡長ニ照会アリ。之ニ対スル西加茂郡長ノ意見ハ一旦公示シタル時間ヲ変更スルハ不可ナリ。故ニ西加茂ヘ引水ノ為メ減スル水量ヲ明朝迄ニ調査シ、然ル上ニテ碧海ノ配水方法ヲ考フベシトノコトナリシ故ニ其侭ニ為シ置ケリ。而シテ二十一日朝ノ取調ニヨレバ、東井筋ニ於テハ四寸七分、中井筋ニ於テハ四寸一分、西井筋ニ於テハ二寸ヲ減水セルノミナレバ、午後六時迄ハ別段碧海ニ対シテ増水ヲ為サザルコトヽセリ。

一、二十日晩迄ニ東井筋ハ和会村六分通入水、中井筋ハ竹村字北島ハ九歩通リ引水、其他ハ処々ニ少シノ引水ヲ為セルノミ。西井筋ハ若林迄ハ五部通リ引水セルモ、下流駒場ハ少部分引水セルノミニテ、未ダ水ヲ見ザル所アリ。只今堤村ノ東迄通水アルナリト碧海郡長ヨリ通報アリ。

一、二十一日碧海郡長ヨリ西加茂郡長ニ、中井筋配水事務委嘱方照会アリ（右ハ北島人民ハ配水委員ヲ作ラズ、自己ノ字内ノミ引水シ他ニ配水セザル為メ、下流ハ困却シ居ルニ由ル）西加茂郡長ハ碧海郡長ト交渉ノ末、事務員一名ト碧海郡書記トヲ出張セシメ（取締ノ為メ知立警察署ヨリ巡査ヲ派出セシメ）二十一日午後十時ヨリ、字北島中ノ切ノ樋門ヲ出張員ニテ閉ジ、下流ニ通水スルコトトセシニ別段故障ヲ見ザリシ。

一、二十一日、管理者ハ配水制限ヲ改メ、西加茂郡ノ樋門ハ凡テ半開トスル旨、小官ニ通知アリ。（別紙参照）右変更ハ不可ナリト認メ、碧海郡長及配水委員長ノ意見ヲ諮ハル方可ナリト注意セシニ、管理者ハ碧海郡書記及配水委員タル村長ノ意見ヲ聞キタル末、変更ハ之ヲ見合セラレタリ。

一、二十一日夜、越戸村民多数郡衙ニ来リ、樋門ノ全開ヲ迫ラントスル風説アリ。郡長ハ該村ニ出張、実地調査ノ末越戸ノ樋門ヲ全開セリ。

一、二十二日朝、水量二寸余減ズ。原因ハ本川ノ水量ノ減セシト、篭川架樋ニ破損アリシ為メナリシニ、小破損ノヶ所ハ直ニ修繕セリ。

一、仝日、堤村助役西加茂郡役所ニ来リ。西井筋ハ上流ニテ勝手ニ引水シ末流ニ給水セズ云々申立ツルニ依リ、相当取締ヲ為シ公平ニ配水シ得ル様取計方碧海郡長ニ通知セリ。

一、二十二日午後ヨリ三線トモ秩序立チ順次配水スルニ至レリ。

以上ノ事実ニ依リテ観察スルニ卑見左ノ如シ。

（一）議員配当更正ト配水トヲ（管理者ガ）交換問題トセシ事実及議員配当更正ノ為メ特ニ臨時組合会ヲ開キタルコトハ無之様ナルモ、十九日夜花本村民ガ捨樋ヲ開放セシ原因ヨリ推測スレバ、西加茂郡ノ関係者中ニハ交換問題トスルノ意見ヲ抱キタルモノアリシナラント思料ス。

（二）管理者ガ碧海郡長ノ意見ヲ聞カズシテ発案シ、（従来ノ行掛リアルニ）後、議員ニ反対ノ意向アルニ及ビ、始テ碧海郡長ニ告知セシガ如キハ慎重ノ注意ヲ缺キタルモノナリ。

（三）議員ノ配当更正ヲ西加茂郡ニテ熱望スルハ、西加茂郡内ノ水路ヲ完全ニ修築

セントスル為メナリト。又碧海西井筋モ其井筋ノ改修ヲ為スニ於テハ、議員問題ニハ賛成スベシト。右ハ臆説ニ過ギザルモ、該問題ガ利益関係ニ原因スルコトヲ知ルニ足ル。

（四）十四日ノ増水ノ原因ハ碧海ニテハ上流ガ或ル目的ニテ上流ノ樋門七分閉ジタル為メナリト云ヒ、西加茂ニテハ本川増水ノ結果ナリト云フ。右ハ閉樋ヲ事実ナリトスルモ樋門ノ開閉ハ平素関係者ガ随意ニ為シ居リ秩序ナキ状況ナレバ、碧海ノ想像スルガ如キ目的アリシヤ否ヤハ明カナラズ。

（五）十五日減水ノ原因ハ、碧海ニテハ議員問題反対ノ為メナリト云ヒ、西加茂ニテハ八合以上通水アリテ危険ノ箇所アル故樋門ヲ開キタルト。水源ノ仮堰工事未着手ノ為メナリト。然ルニ、

（ア）越戸破岩ノ捨樋ヲ、十五日、十六日二回何者カ開放セリ。右ハ通水八合以上ニアラザルニ開放セルモノヽ如ク、平素樋門開閉ノ秩序ナキニ由ルベシト雖ドモ、取締不行届ノ結果ナリト思料ス。

（イ）篭川架樋ハ十五日ニ破損セリ。然ルニ十六日ニ事務員水路ヲ視察セシトキ之ヲ発見セザリシハ頗ル疑問ナルノミナラズ、管理者ハ十七日碧海郡書記ガ之ヲ認メ申報シ始テ之ヲ認知セシガ如キハ、減水ノ原因調査不充分ノ結果ト思料ス。

（六）十五日減水ノ結果流末ハ更ニ通水セザルコトトナリ、碧海郡ヨリハ頻リニ配水ヲ管理者ニ要求セシニ組合会ガ追加予算ヲ決議セザル為メ増水スルヲ得ズト言ヒテ減水ノ原因ヲ精細ニ調査セズ、又樋門ヲ開放スルモノアルモ取締法ヲ設ケズ、又配水方法ニ付、十八日午後迄何等措置セザリシハ、其当時事務員不出勝、実況調査ノ遑ナカリシニ由ルベシト雖モ、為ニ碧海郡民ニ疑惑ヲ増サシムルニ至リシ状況アルハ、管理者ノ行動トシテハ、甚ダ遺憾ナリシト存ス。

（七）流末ニ涸水甚シカリシハ、挿秧ノ節、充分ニ給水シ得ザリシト（例年ハ流末ノ挿秧ハ上流ヨリ早キ例ナリ。然ルニ本年ハ水源ノ復旧工事後トシ、為メ六月十九日ニ始テ通水シ（前年ヨリ二十二日後レタリ）為ニ上流モ流末モ仝時ニ挿秧スルコトトナリ、流末ニ充分ノ給水ヲ為スヲ得ザリシ）

近年無願開墾多クシテ、其土地ハ各処ニ散在シ、水路ノ勾配適当ナラザルモノアルトハ其一因ナリト云フ。

（八）議員配当問題成立セザルトキハ、或ハ西加茂郡ノ組合員ハ組合費ノ納付ヲ怠ルヤモ斗ラレズトノ説アリ。監督上留意ヲ要スト思料ス。

右ノ通ニ在之候也

明治三十六年九月　日　　属近藤行太郎【印】（近藤）

深野愛知県知事殿

⑪公告第二七号

枝下用水灌漑地配水ニ関シ左記之通リ制限ヲ改ム

但水量増減ニ依リ之ヲ変更若クハ全廃スル事アルベシ

明治卅六年八月廿一日　枝下用水普通水利組合管理人

西加茂郡長　有吉寛

一、上郷村　梅坪村　挙母町　根川村　灌漑地給水樋門ハ明治卅六年八月廿一日午後第六時ヨリ常時半開トス

但挙母町蓮池ノ杁樋ハ常時七分開トス

図４（67ページ）

図５（66ページ）

図６（65ページ）

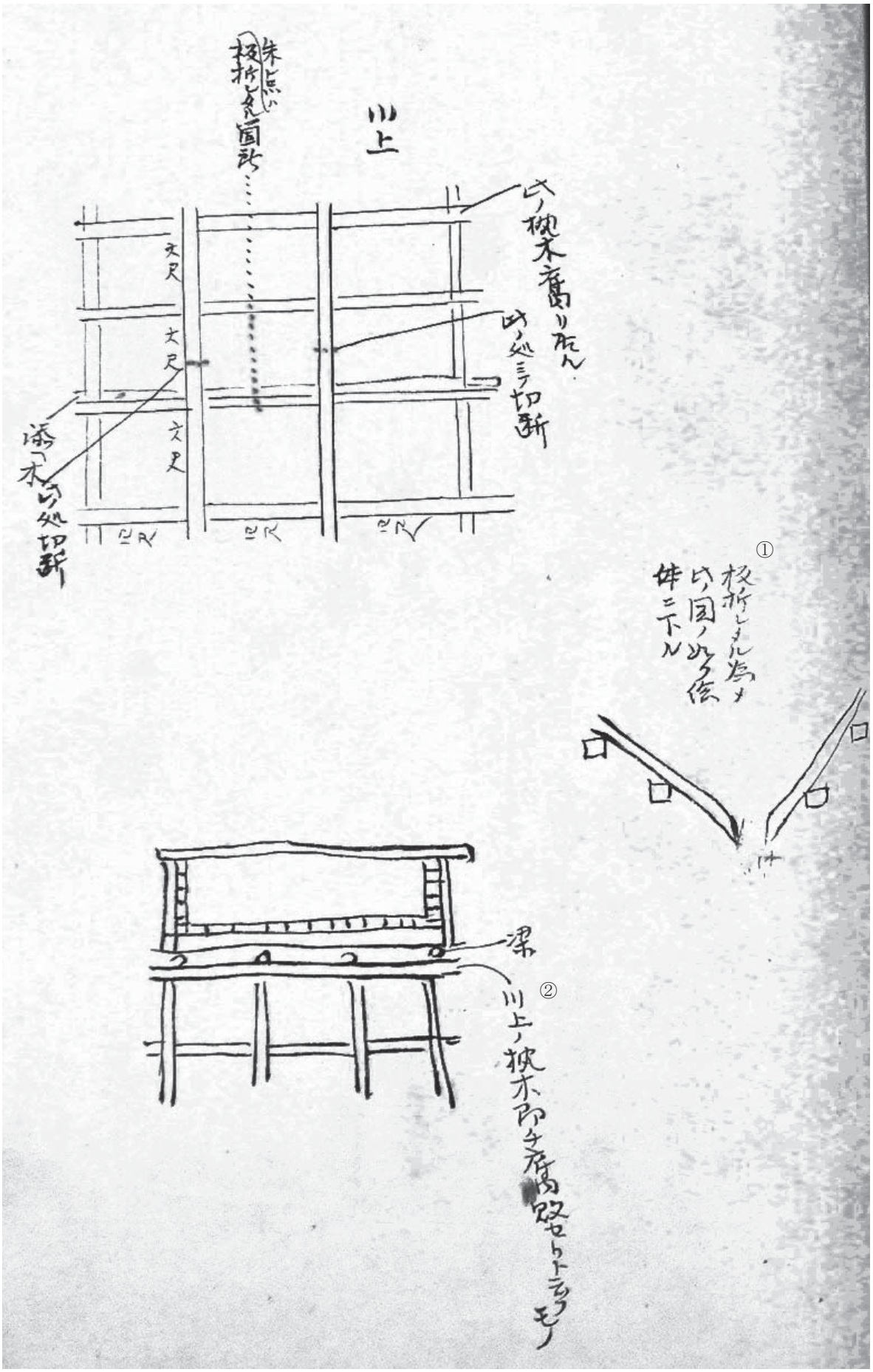

図４　篭川の架樋の破損状況メモ（①板折レタル為メ此ノ図ノ如ク■体ニ下ル②川上ノ枕木即チ腐敗セリト云フモノ）

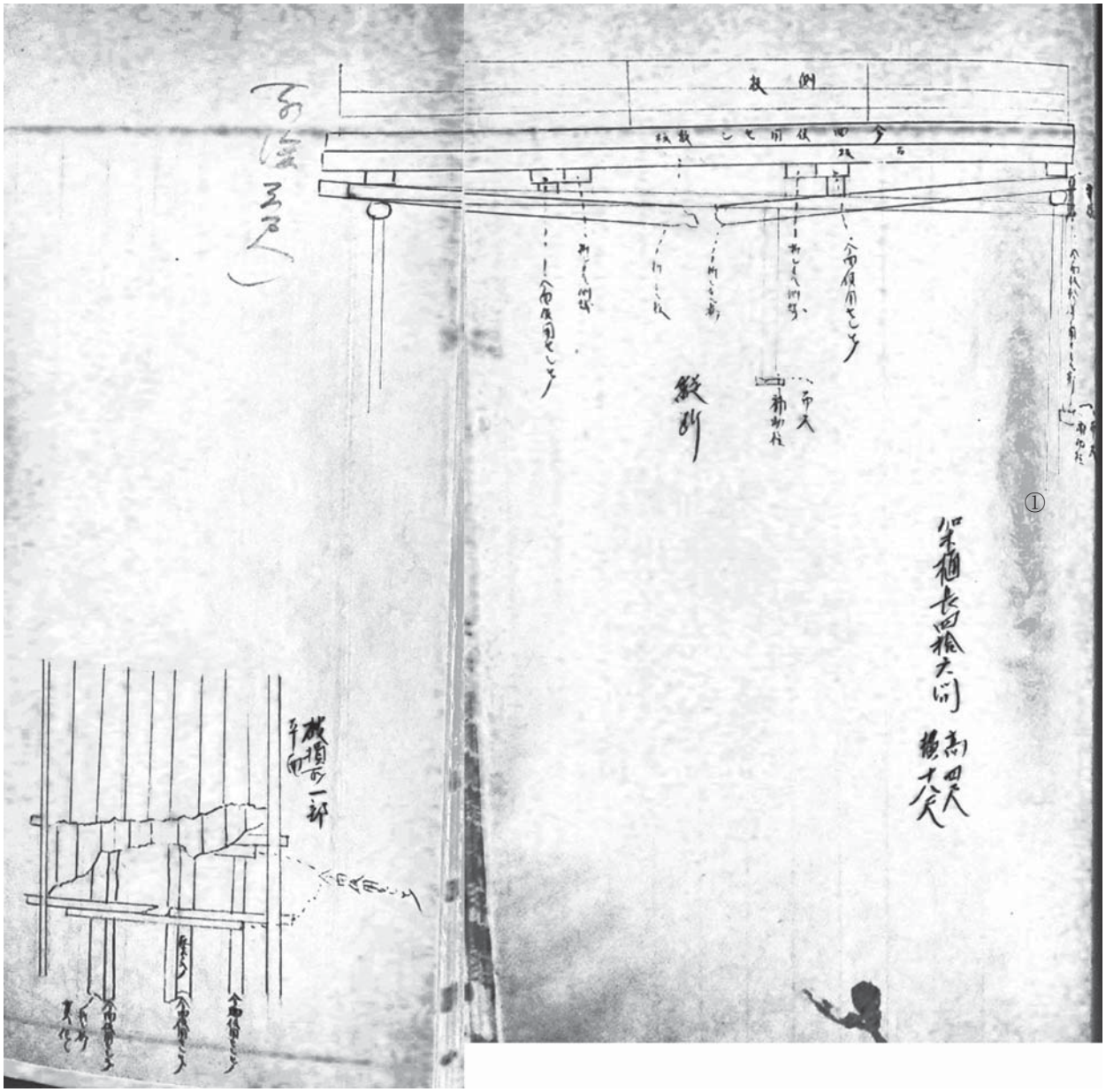

図５　篭川の架樋の破損状況と修繕の報告メモ（①架樋長四拾六間／高四尺／横十八尺）

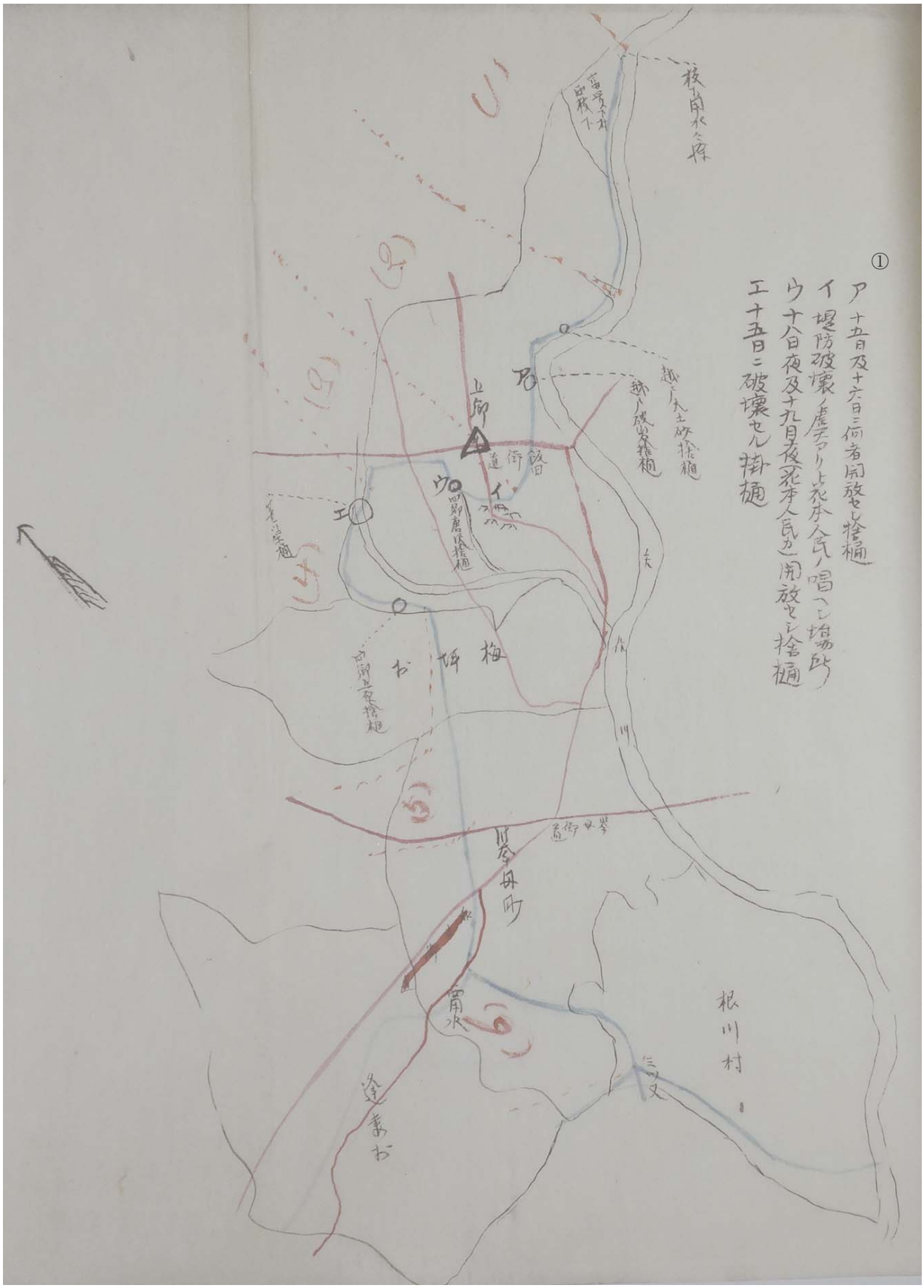

図６　花本の「枝下用水事件」メモ（①ア　十五日及十六日ニ何者開放セシ捨樋／イ　堤防破壊ノ虞アリト花本人民ノ唱ヘシ場所／ウ　十八日夜及十九日夜（花本人民カ）開放セシ捨樋／エ　十五日ニ破壊セル掛樋）

⑫　　報告書　　主査【印】（宮川）

十九日午後三時半、碧海郡役所ニ至リ脇屋郡長ニ面会シ、目下ノ状況聞取候処、左ノ如シ。

十七日午後二時、碧海郡ニ属スル配水惣代村長議員一同、西加茂郡役所ニ至リ、管理者ニ要求スル所アリ。十八日、管理者ハ右配水惣代等ニ対シ左ノ通申聞ケタリト。

上郷　越戸〔三分開キ〕　花本　四郷　閉樋

拳母　蓮池ノ杁　半開

根川　前山　閉樋

十八日午後六時ヨリ二十日午後六時迄閉樋（此間碧海ヘ水ヲ送ルコトトナルナリ）

二十日午後六時ヨリ二十一日午後六時マデ開樋

○今回ハ下流ノ村ヨリ順次配水スルコトヽ同時ニ極メタリト云フ。

右申渡ニ列席セル角岡郡書記ノ咄ニ右ノ例ニ依リ繰リ返スナリトノ趣旨ヲ管理者口説明セリト云フ。

依テ碧海ノ委員ハ村ニ引取リ、各地主ニ通ジ実行ノ準備ヲ為セリ。

一、管理者ハ十八日午後六時前記決定ノ通実行ニ着手セル処、流末ニ水ノ来始メシハ十九日ノ午前一時ナリシ。然ルニ午前三時ニ至リ減少ヲ呈シ、十九日午前八時ニ漸ク復旧セリト。

右減水ハ、十八日ノ夜、四郷村大字花本ノ立切壱枚開扉セルモノアリテ、其処ヨリ矢作川ヘ漏水セシ結果ナリシ趣。

一、碧海郡長ハ管理者ガ決定実行ニ付キ、前記ノ如キ異変アリテ給水ヲ中途ニテ減少スルガ如キコトアリテハ配水困難ナリト。又右開扉ヲ為スモアルガ如キハ、充分ノ監視ガ出来居ラザルニアラザルカト云ヘリ。

午後四時四十分出発、碧海郡ノ実地ヲ見ツヽ、仝夜西加茂郡役所ニ至ルコトニ致候。

碧海郡ノ実地ノ状況ハ左ノ通。

駒場村　西用水ノ入口ニ昨夜一時頃ヨリ水来リ、今朝ニ至リ減水、午後ニ復旧セリト云フ。依テ西井筋下馬樋管前後ヲ見タルニ、此辺ニハ未ダ水来タラズ。又、字平子辺ノ水路ハ一度水ノ通リシ跡アリ候ト下流ヘ水少シヅヽ来ル処ナリシガ、西井筋関係地百五十町歩ハ何レモ田面水ナク亀裂シ居ル処不少。

若園村花園字大切午前四時頃ヨリ通水、目下水路ニハ十分ノ水アリ。田面ニ引水シ始ムル所ナリシ。

仝村北中根ノ水路ニハ未ダ通水セズ。本日午後、雷雨ノ為メ用水路及田面ニ極ク少許ノ水溜リアル処アリ。

仝村大字若林ハ午前六時ヨリ水ヲ入レ居レリ（尤モ仝村仝大字向ヒ分水ノ辺迄ハ、十七日迄半分位ノ通水アリ。其水ヲ引入ル処約十町許）

仝村大字吉原ハ未ダ着水セズ。此処ハ中井筋ノ末流ナリ。

和会村大字和会ハ十五日ヨリ通水更ニナキ処、十九日午前第二時ヨリ用水路ニ水来ル。夜明方ニ至リ水ヲ大ニ減少シ、十九日午前第十一時ニ増水セリ。午後八時半（該村ニ至リタルトキ）ニ漸一町歩許引水シ得タリト云ヘリ。

上野村寿恵野村ハ流末和会村ヘ引水中ニテ、未ダ該村ガ引水シ了ラザルニ依リ、各杁樋ハ残シアリテ田面ニハ水ナシ。

以上、各村トモ田面給水ノ状況ハ略。仝様ニ有之。流末程甚シク、流末ハ十四日前ト雖ドモ給水ヲ欠キシ地多キト。開墾地ハ水持チ悪敷為メ田面ハ亀裂ヲ呈シ居ル処多ニアリ。

然ルニ、十九日午後此ノ地方ニ雷雨アリシ為メ、稲葉ハ前日ヨリハ稍見直セリト云ヘリ。事実ナルガ如シ。

午後十一時三十分頃、拳母町ニ着ス。然ルニ此時途中ニテ又々立切ヲ開キタルモノアル由聞知セシニ付、警察署ニ至リ聞仝セタルニ、事実ニシテモシ当時警察署ニテ下手人ハ取調中又郡役所ハ人夫ヲ派シ復旧工事ニ着手、仝夜郡長モ実地ニ出張シ居了シタリ。

○花本村ノ出来事

十九日朝ヨリ警察署長ハ郡長ト協議ノ上、巡査四名ヲ大ナル樋管五ヶ所ニ配置シ、又郡吏員三名（人足各一人ヲ連レ）派出シ樋管アル場所前後ヲ巡査ト郡吏員ト二時間交代ニテ警戒スルコトナリ居リ。警察署長モ朝ヨリ状況ヲ視察シタル趣ナリシニ異状ヲ認メザリシ。

花本地内ニハ篭川ニ放水（洪水等ノトキ）樋管アリ。其樋管ハ郡書記松澤及花本駐在所員警戒シ居リタリ。

十九日ノ昼、婦人来リテ其樋管ニハ「カン」アルヤ否ヤ、区長ガ見テコイト云ヒシトテ樋管覗キテ去レリ。又其後ニ区長及土木委員ガ来リテ樋管見居リタリシ趣、右

ヲ変ナリト思ヒ郡書記及駐在巡査ハ、其樋管ノ傍ニ露宿スルコトトシ警戒シ居リタリシ処、仝夜八時頃十二三名程該樋管ノ処ニ来リ。此ノ用水路ノ上流、花本村ノ人家アル処ノ堤防ト橋杭トノ間ヨリ噴水シ居レリ。右ハ人家ニ浸水スベク若シ之為メ堤防決壊セバ、花本ノ侭ニ町ト云フ処ハ全部浸水スベク、故ニ茲ニ於テ樋管ヲ開キ該災害ヲ免ルルノ必要ナリ云ゝ。口々ニ主張スルモ、郡書記及巡査ハ捨樋ヲ開クコトハ不相成トテ、彼是制止スル内ニ、一名ノ男ハ樋門ニ飛下リ遂ニ開樋スルニ至リシ趣。開扉下手者ハ花本丸井湫次郎　組合員ニアラズ。大岩安五郎ナルモノガ教サセルモノヽ如ク、区長本多又平、大岩治平モ共犯ナルヤニテ、警察署ニ於テ取調ベノ末、戒諭ヲ加ヘタリ。

右開扉ノ原因ハ、安五郎ハ先キニ此用水買収ノトキ、買収委員ニシテ議員ヲ両郡対等ニスルコトニ熱心ナルヤノ由、夫レガ為メ、此ノ時挙ニ及ビシニアラズヤト推思セラル。然レドモ、郡長及警察署長ハ花本一般ガ左ル意思ヲ拘リニハアラザルベシト云ヘリ。然レドモ多少議員配当問題ニハ関係アルモノヽ如シ。

二十日朝管理者ニ就キ目下配水ノ手配ヲ確メタル処左ノ通。

（十四日ヲ以テ召集セル組合会ハ十七日ニ至ルモ開ケズ。碧海郡ノ町村長等ニ面会ノ末、仮セギ復旧工事ノ予算ヲ決議セザレバ、水ニ不自由ナルコト其仮セギヲ復旧セバ、二分位ノ水量ヲ増シ〇尚上ノ堰工蛇籠ヲ入レ復旧工事ヲ為セバ水量尚二分ヲ増スベク△下流ニモ余計ニ送水シ得ルコトヲ諭シ組合会成立ノ急要ヲ話シタルニ、町村長等モ議員ノ出席ヲ諾シタリ。然ルニ、十七日夕ニ出席定数ニ充タズ。

十八日十一名出席第二号議案以下可決セリ。

依テ仮セキ復旧工事ハ十九日着手二十日ニ略完成ノ見込、蛇篭ノ方ハ知事ニ認可申請ヲ為シ御認可ヲ後チ着工ノ手配ナリト云ヘリ。

一、管理者ハ配水方法ヲ左ノ通定メ一昨十九日公示ヲ為シ、実行セリ。

枝下用水灌漑地配水ニ関シ、当分ノ内左記ノ如ク配水制限ヲ設ク。但水量ノ増減ニヨリ之ヲ伸縮シ又ハ全廃スルコトアルベシ。

西加茂郡上郷村、梅坪、挙母町、根川村灌漑地給水樋門ハ本日午後六時ヨリ起算シ、三昼夜ノ内四十八時之ヲ閉鎖シ、廿四時間ハ開放ス。但上郷村大字越戸波岩ノ杁樋及挙母町蓮池ノ杁樋ハ常時半開トス。

右ノ通実行セリト（碧海郡長ノ言フル所ト共仝セザル点ハ後ニ改メタル由ルト云ヘリ）

十八日午後十一時半頃、上郷村大字花本唐澤捨樋門一本丈ケ開放アリシヲ発見シ、五時間ヲ費シ午前五時四十分ニ復旧セリ。

十九日夜、花本ノ捨樋開放ハ僅少時間ニテ復旧工事ヲ了リタリシ。

（頭注）「之レ、十八日碧海ノ下流ニテ減水ヲ呈セシ原因」

十八日開キタルト仝一ノ樋ナリ。爾後落ゝハ警戒ヲ尤モ厳ニセリ。郡書記巡査ヲ大ナル樋門五ヶ所ニ派シ、尚前ニ郡書記ヲ水路ニ派シ、配水ノ取締及警戒ヲ為サシメタリ。

以上ノ通、実行ノ旨ニテノ小官ハ昨日午前十時、水源ニ至リ実見スルニ水源ノ仮セキ工事ハ八分通成工、目下人夫督励施工中該施工ノ為メ、水量二寸余ヲ増セリト云フ。

第一樋門、第二樋門ニ立テバ、水量前年ヨリ一寸位低キ趣、夫ヨリ杁樋及捨樋ハ管理者決定ノ通リ閉鎖実行シアルヤ否ヤ、及関係地状況実見セシニ昨日ノ水量ハ花本ノ放水此ニヨレバ、先ヅ満水ニテ此ノ上ノ増水ハ通水シ得ザル状況ニ有之。樋門ノ開閉ハ先ヅ大体ニ於テ管理者ノ決定ノ通実行セラレ居候。

昨夕、午後六時ハ西加茂地内ノ閉樋ヲ解クコトニ相成居リ、碧海郡長ハ該郡ハ三井筋ハ未ダ全部ニ通水ヲ為シ得ズ、且ツ二回開樋ヲ為セルモノアリテ中途ニ給水ヲ減ジ、従テ故障アリタル時間丈ケ、給水ヲ延長スルカ、他ニ方法ヲ講ゼラレタシト管理者ニ申込ノ一面小官ニ未ダ給水ヲ得ザル部分アルニ六時ヲ以テ給水ヲ打切ルハ組合トシテ不公平ナリ云ゝ申越セリ。

然ルニ、有吉郡長ハ今時間ヲ変更スルハ西加茂方面ニ口実ヲ設ケシムルコトナルベク、兎ニ角西加茂ヘ引水スル為メ何程水量ヲ減ズルカ取調ノ上、碧海ヘ配水ノ方法ヲ講ズルトノコトニ有之。尤モ多分ノ減量ハナカルベシトノコト、今朝ノ状況ニ依リ善後ノ方法ヲ立ツルトノコト、目下取調中ニ候。

碧海郡中井筋竹村ニ於テ組合組織当時ノ感情ヲ異ニスル等ノ為メ、下流ヘ配水ヲ為サズ、苦情ヲ為シ居レリ。

目下碧海郡長ニ於テ説諭中。

右配水ニ関スル事項ノミ不取敢及報告候也。

於西加茂郡役所

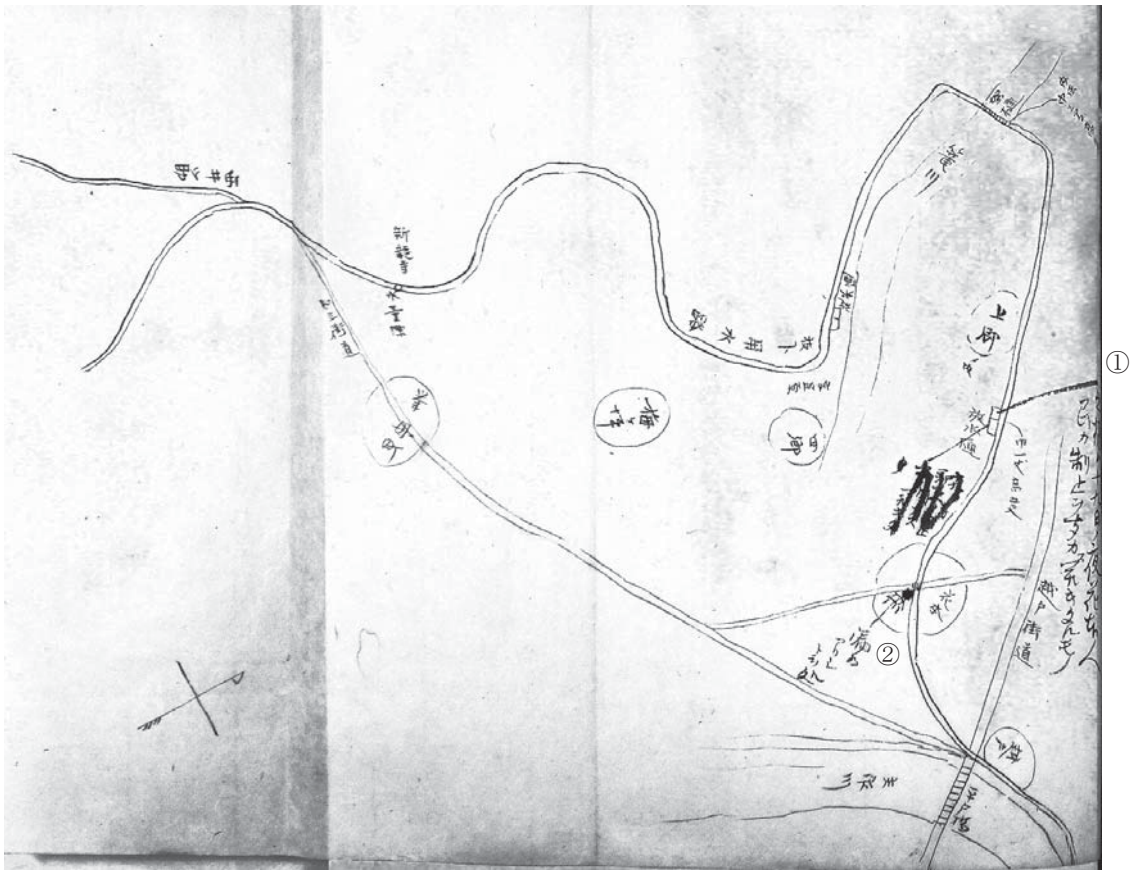

図７　愛知県属・近藤行太郎「報告書」メモ（①之樋ハ十九日ノ夜花本人民カ制止ヲ聞カス開キタルモノ②漏水アリシト云フ処）

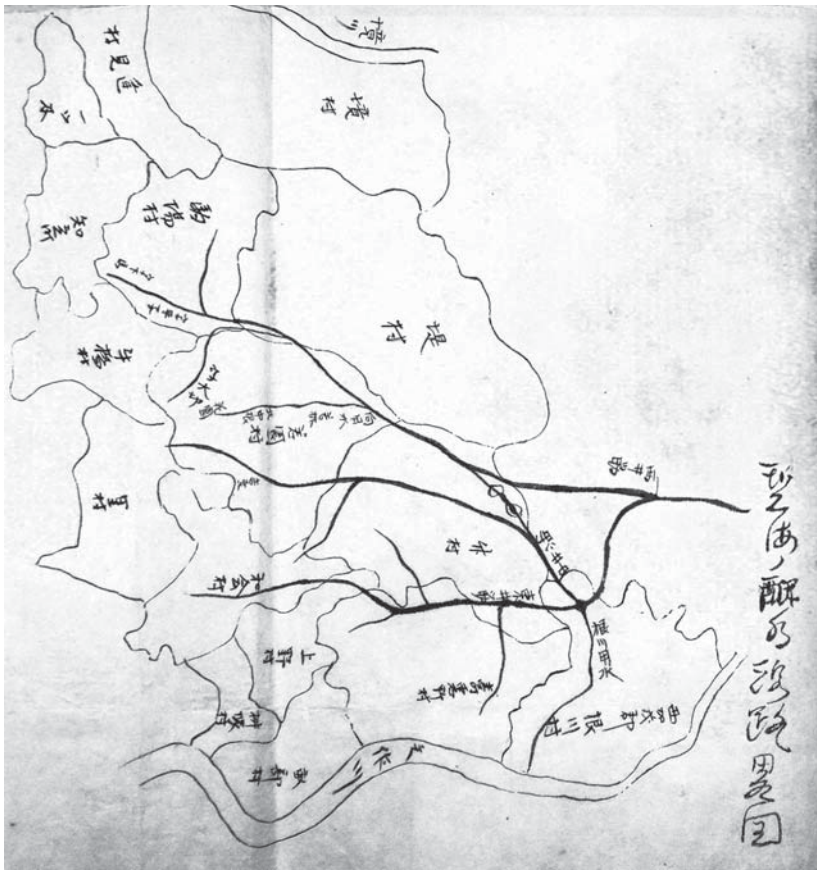

図８　「碧海の配水経路略図」

八月二十一日午後九時　　属近藤行太郎

深野知事殿

此項ノ組合会議案為御参考添置候。

図７　（62ページ）

図８　（62ページ）

（1）枝下用水資料室（〒470―0308　豊田市枝下町岩里林488―1　枝下町老人憩の家内）

（2）鈴鹿工業高等専門学校教養教育科（〒510―0294三重県鈴鹿市白子町）

（3）枝下用水資料室

（4）枝下用水資料室

（5）枝下用水一三〇年史編集委員会『枝下用水史』（豊田土地改良区、2015年）参照

（6）『枝下用水関係書類留』の原本は国文学研究資料館に所蔵されている。一綴になっているが分量が多く、愛知県公文書館ではその複製を3分冊にして所蔵している。豊田土地改良区では愛知県公文書館の複製をさらに複製し、1冊につき3分冊の計9冊にして所蔵している。豊田土地改良区所蔵資料目録番号57-65にあたる。

（7）「一一三　給水ニ関スル件報告」については、『新修豊田市史』12資料編 近代Ⅲに「162：枝下用水路取締りにつき西加茂郡長報告書　1903（明治36）年8月18日・19日」として一部が翻刻されている。本稿では全体を示すことに意味があると考え、省略せずに掲載することにした。「一一四　配水ニ関スル状況報告」については、索引名と内容が後半で合わなくなることから、索引名の内容部分を掲載し、以下を省略した。

（8）明治21年7月創刊の『新愛知』は昭和17年4月に『名古屋毎日新聞』と合併、その後『名古屋新聞』と同年9月に合併し『中部日本新聞』、のちに『中日新聞』となり現在に至る。

（9）豊田市花本町青木147-1。豊田市役所農地整備課により、明治用水土地改良区の土地が明らかとなった。現在の住所表記では該当する場所が不明だが、村田貴志氏の調査により、枝下用水路沿いの歪曲した場所であることが確認できた。記して感謝します。

（10）第4回「枝下用水の話を聞く会」2010年9月鴛鴨区民会館（豊田市）

（11）名古屋地方気象台編『愛知県災害誌』（愛知県、1970年）参照

（12）上郷村は明治22年に四郷村・荒井村・花本村・越戸村・御舟村が合併し、西加茂郡上郷村となった（明治39年まで）。

（13）大岩勇夫（慶応3［1876］年5月22日～昭和30［1955］年7月7日）国会議員、名古屋市長。加茂郡花本村に生まれる。法曹界で活躍するいっぽうで、明治32［1899］年9月、西加茂郡選出県会議員となり、地方自治に尽くす。大正2［1913］年には名古屋市選出の愛知県会議員、翌年4月には愛知郡部選出の衆議院議員に当選（『猿投町誌』参照）。

（14）『矢作川研究』No. 27（矢作川研究所、2023年）所収

本稿で翻刻した『枝下用水関係書類留』は国文学研究資料館所蔵資料であり、二次使用は禁止されている。